

---

---

長南町

---

第2期子ども・子育て支援事業計画

---



令和2年3月

長南町



## はじめに

長南町では、子ども・子育て支援法に基づき、平成27年3月に「長南町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、常時開放された遊び場や子育て支援の拠点づくりなど子育て世代の支援を推進してまいりました。

令和元年10月に施行された「幼児教育・保育の無償化」に併せて、本町では独自の施策として保育所を利用する子どもの給食費を無料とし、令和2年4月からは私立幼稚園などを利用する子どもの世帯の給食費相当額も無償として、子育て世帯の経済的負担の軽減に取り組んでまいりました。

新たには、ワンストップで子育ての相談ができる総合窓口としての「長南町子育て世代包括支援センター」の開設を目指して、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談や支援プランの策定、また地域の保健医療・福祉に関する機関との連絡調整を推進し、母子保健施策と子育て支援施策の充実に努めてまいります。

「長南町第2期子ども・子育て支援事業計画」の策定に当たっては、第1期計画の基本理念を踏襲し、平成30年度に行った子育て世代を対象にしたニーズ調査や既存計画の進捗状況に鑑み、次代を担う子育て世代がこれからも本町に住み続け、安心して子育てができる町づくりを目指してまいります。

最後に、本計画の策定に当たり貴重な助言をいただきました長南町子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、ニーズ調査にご協力いただきました子育て世代の皆様に深く感謝を申し上げます。

令和2年3月

長南町長 平野 貞夫



## 目 次

### 第1章 計画の策定に当たって 1

第1節 計画策定の背景と目的.....	1
第2節 計画の位置づけ.....	2
第3節 計画の期間.....	2

### 第2章 長南町の子どもと子育て家庭の現状と課題 3

第1節 人口や世帯等の状況.....	3
第2節 長南町における子育て支援サービスの状況.....	9
第3節 ニーズ調査からみた長南町の子育て環境について .....	11

### 第3章 計画の基本的な考え方 17

第1節 計画の基本理念.....	17
第2節 児童数の予測.....	18
第3節 教育・保育提供区域の設定.....	19
第4節 第1期計画の評価.....	20

### 第4章 分野別施策の展開 25

第1節 地域における子育ての支援.....	26
第2節 母性と乳幼児等の健康の確保及び増進.....	34
第3節 子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備 .....	40
第4節 子育てを支援する生活環境の整備.....	44
第5節 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進 .....	48

### 第5章 子ども・子育て支援サービスの量の見込みと確保方策 52

第1節 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策 .....	52
第2節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 .....	54
第3節 新・放課後子ども総合プラン .....	59

### 第6章 計画の推進 60

第1節 計画の推進に当たっての役割分担と連携.....	60
第2節 計画の進行管理.....	60

### 資料編 61

1 長南町子ども・子育て会議条例 .....	61
2 長南町子ども・子育て会議委員名簿 .....	63
3 計画策定の経過 .....	63



# 第1章 計画の策定に当たって

## 第1節 計画策定の背景と目的

我が国の少子化対策は、1人の女性が一生の間に産む子どもの数の目安とされる、合計特殊出生率が平成2年に戦後最低の1.57と判明したことから始まりました。

合計特殊出生率は平成17年の1.26を底として、平成30年は1.42とやや回復傾向にあるものの、人口規模が維持される水準である人口置換水準2.07をいまだ大きく下回っています。

このような少子化の進行は、今後、社会の活力の低下や、社会保障をはじめとする我が国の社会経済全体に極めて深刻な影響を与えるものであると懸念されています。

そのため、国は様々な方針や取組を発表・実行し、各自治体もそれに基づき、取組を進めてきました。

本町では、平成17年4月に施行された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、広域的なサービス提供の観点から、平成17年に「長生郡市次世代育成支援対策地域行動計画（前期計画）」、平成22年に「長生郡市次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画）」を策定し、一時預かり事業の開始や、出産祝金の支給や中学生までの医療費の助成などの経済的支援にも努め、子育てを支援する体制を整備してきました。

そして、平成24年の「子ども・子育て関連3法」の成立を受け、子ども・子育て支援サービスの需給量の見込みとその提供方策等を計画するとともに、子育て世代をはじめとする住民、教育・保育事業者、行政などが協働で取り組む施策・事業の方向を明らかにするために「長南町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、取組を進めてきたところです。

この度、令和元年度に「長南町子ども・子育て支援事業計画」の計画最終年を迎えることから、令和2年度を始期とする計画の策定が必要となり、国における「ニッポン一億総活躍プラン」や「子育て安心プラン」等の施策の方向性を反映させながら、本町の現状に鑑みて見直しをし、「長南町第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

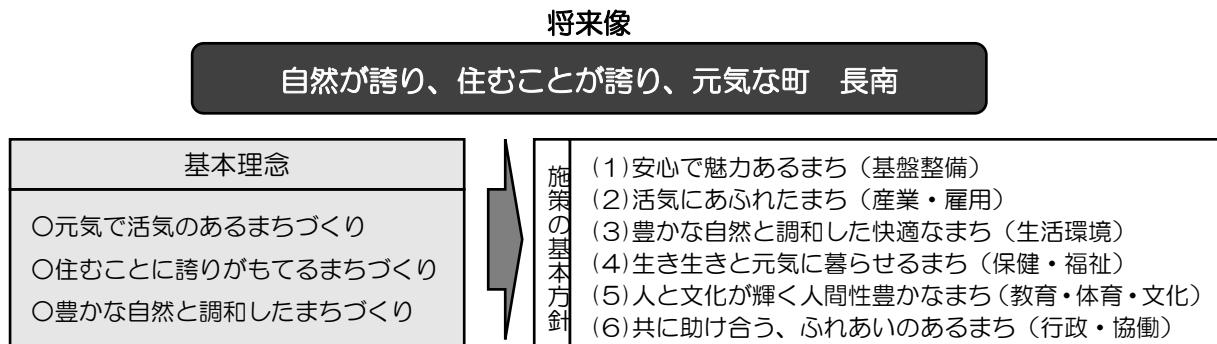
## 第2節 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、本町が推進する教育・保育及び子ども・子育て支援事業の提供体制の確保や、この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画です。

また、本計画は本町の最上位計画である「長南町第4次総合計画」の個別計画としての性格を持っており、将来像である『自然が誇り、住むことが誇り、元気な町長南』を、子ども・子育ての面から実現していく役割を担っています。

なお、本町においては、市町村における子育て支援施策が、子ども・子育て関連3法や児童福祉法のみならず、保健・医療、雇用、住環境など、まちづくりの中で総合的な視野で実施していくことが重要と考えるため、「第1期長南町子ども・子育て支援事業計画」で掲げてきた各分野における施策の方向性についても、本計画で位置づけます。

### ■長南町第4次総合計画



## 第3節 計画の期間

本計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

なお、社会・経済情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとします。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画										
<b>長南町子ども・子育て支援事業計画</b>										
<b>長南町第2期子ども・子育て支援事業計画</b>										

## 第2章 長南町の子どもと子育て家庭の現状と課題

### 第1節 人口や世帯等の状況

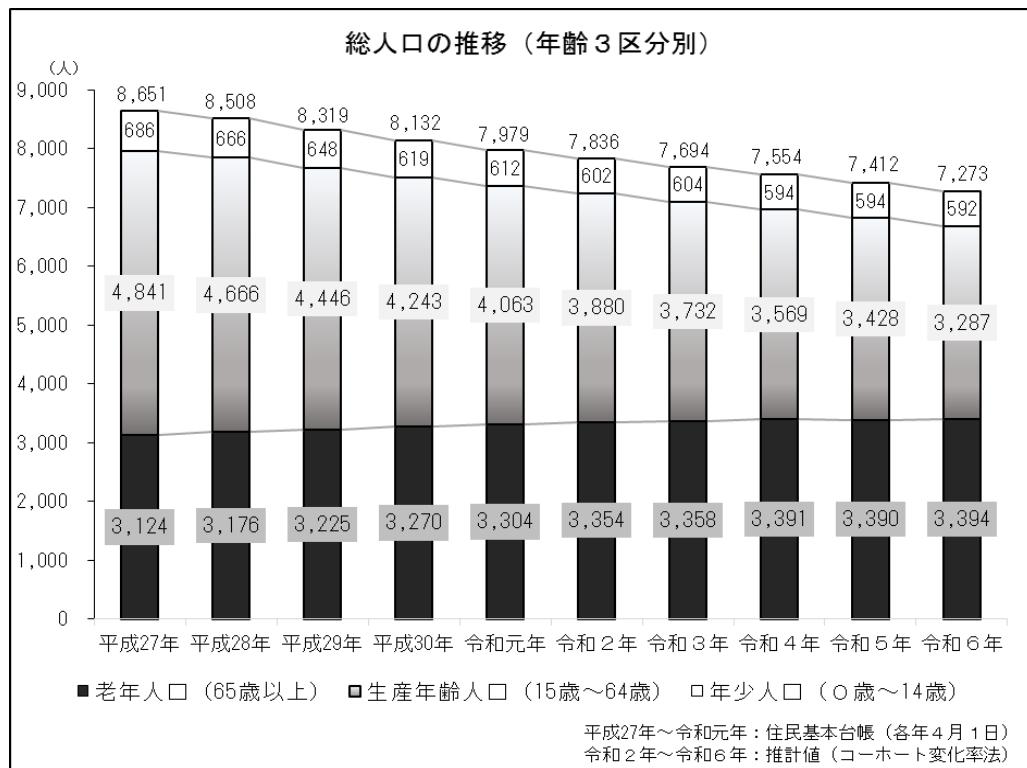
#### 1 総人口の推移

計画期間の将来人口については、「コーホート変化率法」を用いて推計をしました。

総人口は、平成27年の8,651人から令和元年の7,979人へと672人の減少となっており、推計では、令和2年以降も減少が予測され、本計画の最終年である令和6年には、7,273人となる見込みです。

年齢区別にみると、年少人口及び生産年齢人口は減少しており、今後の推計においても減少が見込まれる一方、老人人口は緩やかな増加傾向にあり、今後の推計においても増加する見込みです。

本町において、少子高齢化の進行が進んでいることがうかがえます。



※「コーホート変化率法」とは、各コーホート（同じ年又は同じ時期に産まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

## 2 人口動態の推移

平成 26 年から平成 30 年までの人口動態をみると、自然動態については、死亡が出生を上回る自然減が続き、社会動態については、転出が転入を上回る社会減が続いている。自然動態と社会動態を加算した人口動態では、100～200 人程の人口減の状況が続いている。

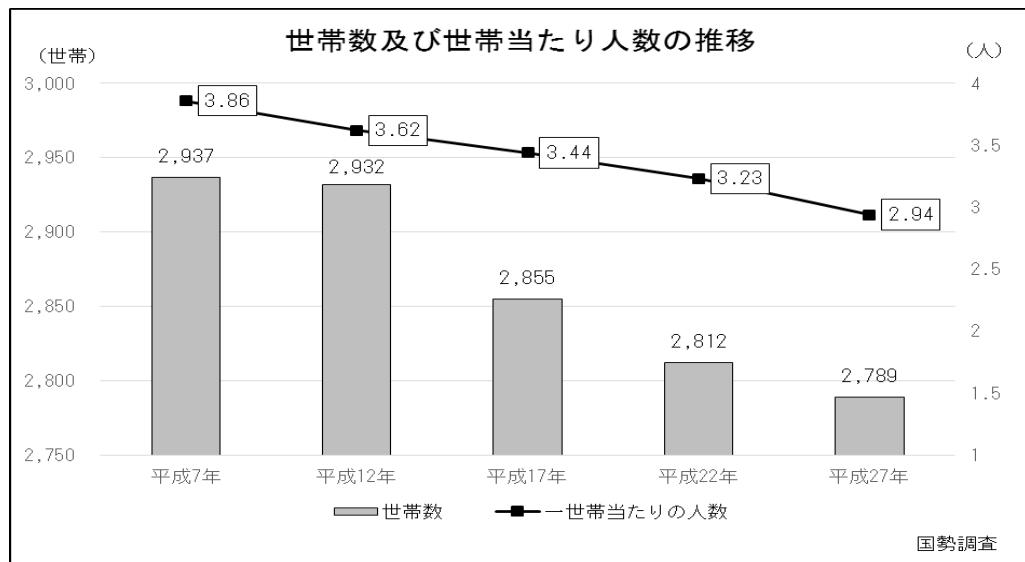
	人口						
	自然動態			社会動態			人口増減
	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減	
平成 26 年度	37	155	-118	186	211	-25	-143
平成 27 年度	41	126	-85	158	216	-58	-143
平成 28 年度	38	139	-101	129	217	-88	-189
平成 29 年度	28	156	-128	139	198	-59	-187
平成 30 年度	31	147	-116	164	201	-37	-153

資料：住民基本台帳（各年 3 月末）

## 3 世帯数の推移

世帯数、一世帯当たりの人数ともに、平成 7 年以降、減少傾向で推移しています。

平成 27 年の一世帯当たりの人数は、2.94 と 3 人を割る状況となっており、世帯の少人数化が進んでいます。

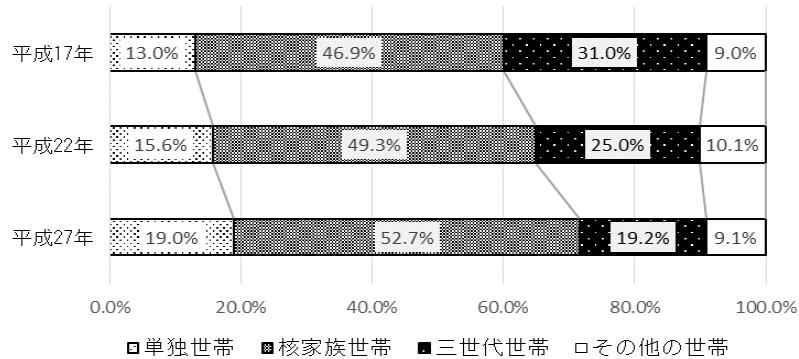


## 4 世帯類型の推移

世帯類型の推移をみると、平成 17 年以降、単独世帯及び核家族世帯の割合が増加する一方、三世代世帯の割合は減少しています。

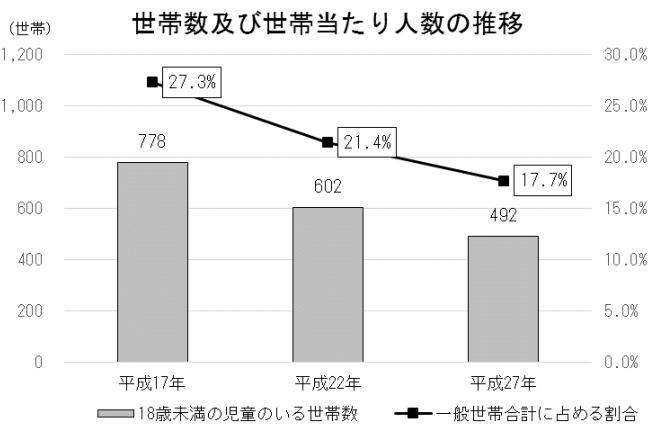
また、18 歳未満の児童のいる世帯数は、平成 27 年では 492 世帯、一般世帯の 17.7% で、10 年前の平成 17 年と比較すると 10% 近く一般世帯合計に占める割合が減少しています。

世帯類型の推移



	平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	世帯	割合	世帯	割合	世帯	割合
単独世帯	372	13.0%	440	15.6%	528	19.0%
核家族世帯	1,340	46.9%	1,386	49.3%	1,465	52.7%
三世代世帯	885	31.0%	702	25.0%	533	19.2%
その他の世帯	258	9.0%	284	10.1%	254	9.1%
合計(一般世帯数)	2,855	100.0%	2,812	100.0%	2,780	100.0%

資料：国勢調査



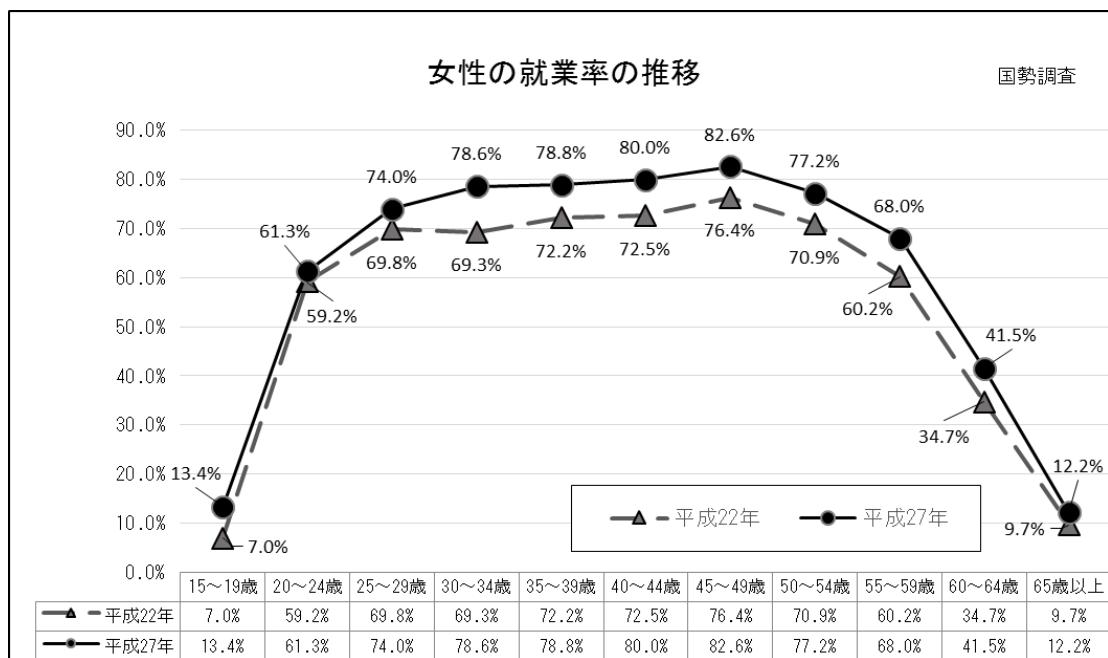
	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
18 歳未満の児童のいる世帯数	778	602	492
一般世帯合計に占める割合	27.3%	21.4%	17.7%

資料：国勢調査

## 5 女性の就業状況

本町の女性の就業率は、結婚・出産・育児期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブは、平成22年にはほぼ解消されており、出産を契機に離職せず、就業を続ける人が増えていることが考えられます。

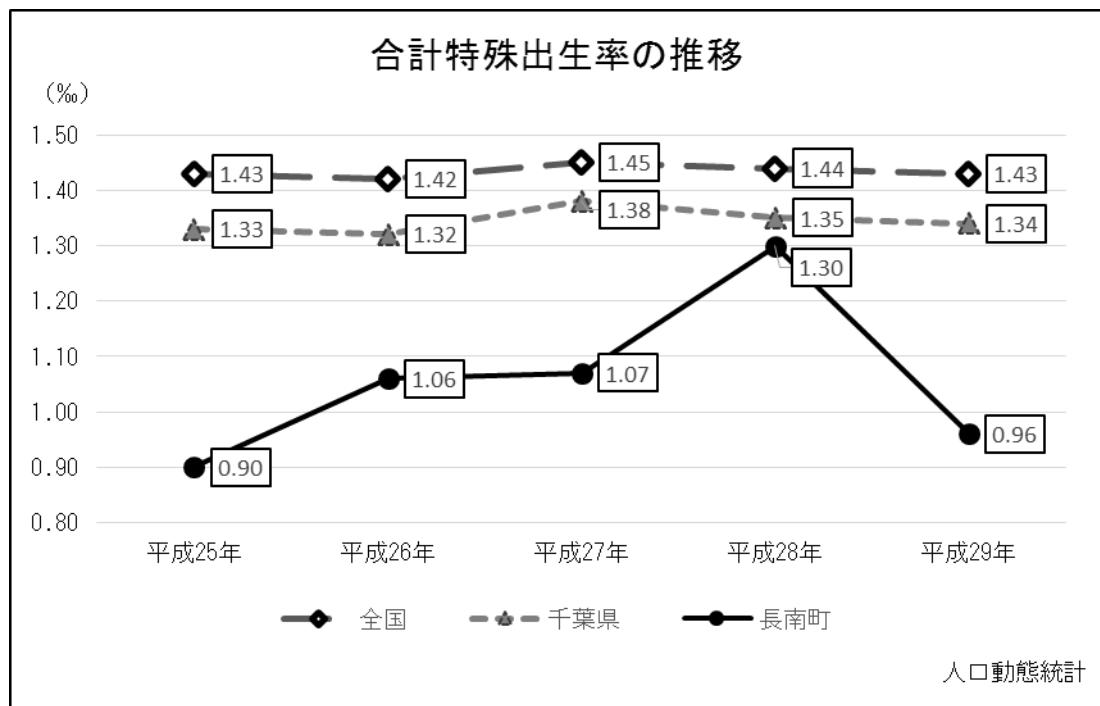
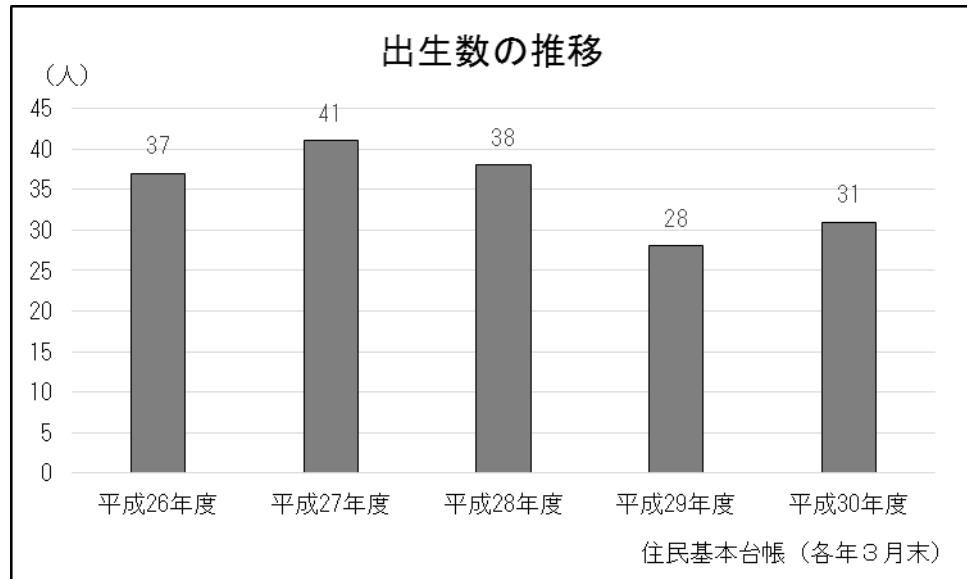
平成27年は、全ての年代で平成22年を上回る就業率となっています。



## 6 出生数の推移

本町の出生数は、平成26年以降、30人～40人程度で推移しています。

また、1人の女性が一生の間に産む子どもの数の目安とされる合計特殊出生率については、過去5年間、県及び全国値よりも低い傾向が続いています。



## 7 児童人口の推移

本町の令和元年の0歳から18歳の児童人口は、837人です。平成27年からの推移をみると、減少傾向で推移しています。

単位：人

	児童人口の推移				
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
0歳	40	41	37	27	33
1歳	40	39	44	36	32
2歳	22	40	42	46	36
3歳	41	21	40	40	46
4歳	39	42	20	40	40
5歳	43	37	42	20	42
6歳	40	44	37	42	22
7歳	42	41	45	37	43
8歳	55	41	41	45	39
9歳	41	56	41	41	45
10歳	56	42	55	41	40
11歳	50	56	43	56	43
12歳	56	50	54	43	56
13歳	59	57	50	54	41
14歳	62	59	57	51	54
15歳	57	61	58	58	51
16歳	64	56	61	58	58
17歳	70	64	56	61	58
18歳	64	72	63	54	58
0歳～2歳合計	102	120	123	109	101
3歳～5歳合計	123	100	102	100	128
6歳～8歳合計	137	126	123	124	104
9歳～11歳合計	147	154	139	138	128
0歳～11歳合計	509	500	487	471	461
0歳～18歳合計	941	919	886	850	837

各年4月1日現在

## 第2節 長南町における子育て支援サービスの状況

### 1 保育所・幼稚園の状況

本町では、認可保育所は、長南保育所1か所でサービスを提供しています。入所者数は110人～150人の幅で推移しています。

幼稚園は、私立の長生学園幼稚園が1か所あり、本町の子どもの入園者数は、10人～20人前後で推移しています。

#### ■認可保育所・幼稚園

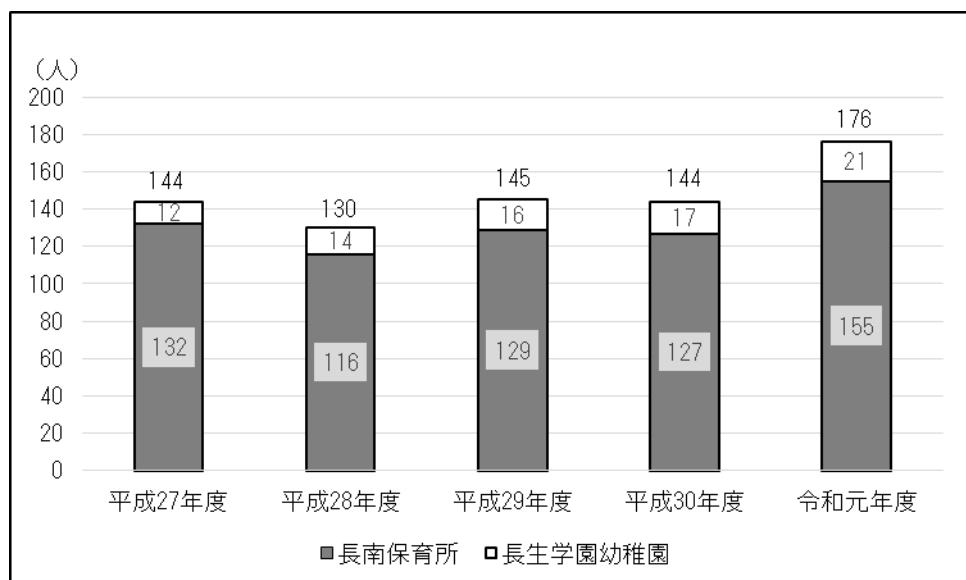
名称	定員（人）	所在地
（公立）長南保育所	250	長南 759
（私立）長生学園幼稚園	200	長南 379

#### ■入所者数の推移

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
長南保育所	132	116	129	127	155
長生学園幼稚園	12	14	16	17	21

※保育所は各年4月1日、幼稚園は各年5月1日現在（町内居住者のみ）



## 2 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が仕事等で昼間家庭にいない小学生児童を対象として、授業の終了後に安全に楽しく過ごせるよう、放課後児童クラブの運営を行い、地域の児童の健全な育成に努めています。

運営は、社会福祉協議会に委託しています。

### ■対象者、場所

対象者	保護者の方が共働き等で昼間家庭にいない小学生児童
場所	旧長南幼稚園（平成29年度まで） 放課後児童クラブ（平成30年度から）

### ■利用時間

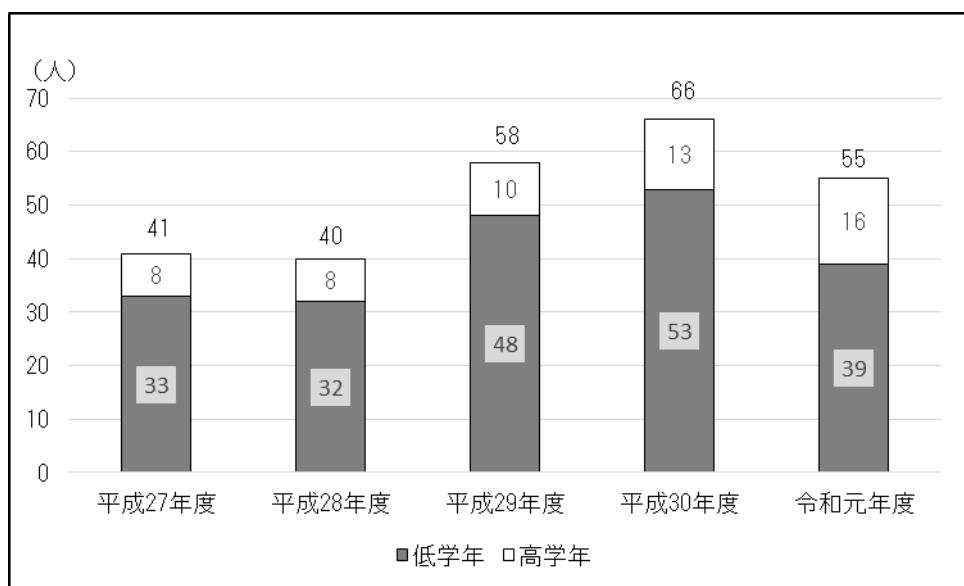
平日（月曜日～金曜日）	授業終了時～午後6時30分まで
長期休業日等	午前7時30分～午後6時30分まで

### ■利用者数の推移

単位：人

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
低学年	33	32	48	53	39
高学年	8	8	10	13	16
合計	41	40	58	66	55

各年4月登録人数



## 第3節 ニーズ調査からみた長南町の子育て環境について

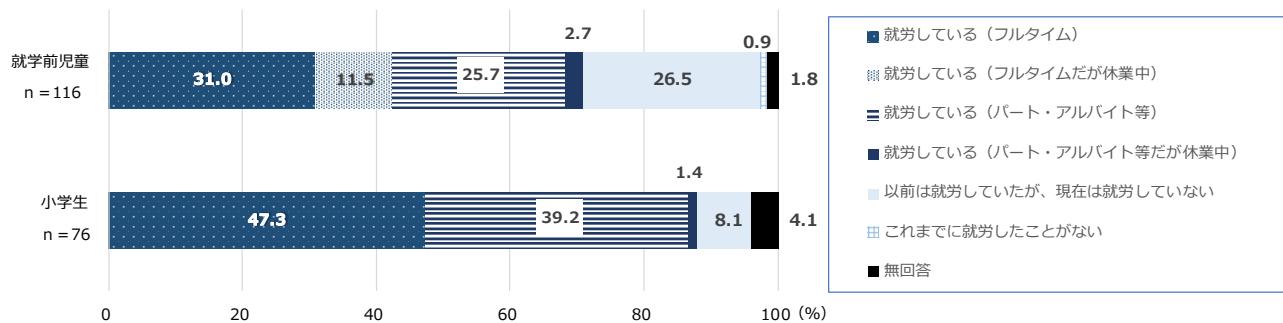
### 1 母親の就労状況

フルタイムでの就労（休業中の方を含む）は、就学前児童保護者の 42.5%、小学生保護者の 47.3%となります。

また、パート・アルバイト等での就労（休業中の方を含む）は、就学前児童保護者の 28.4%、小学生保護者の 40.6%となります。

休業中の方も含め、フルタイムとパート・アルバイト等での就労をあわせると、就学前児童保護者の 70.9%、小学生保護者の 87.9%の母親が「就労している」状況となります。

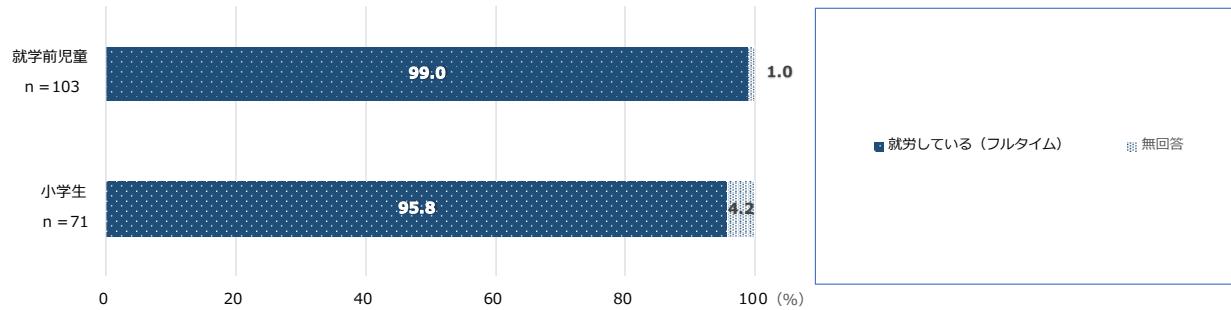
	就学前児童		小学生	
	世帯数	割合 (%)	世帯数	割合 (%)
就労している（フルタイム）	35	31.0	35	47.3
就労している（フルタイムだが休業中）	13	11.5	0	0.0
就労している（パート・アルバイト等）	29	25.7	29	39.2
就労している（パート・アルバイト等だが休業中）	3	2.7	1	1.4
以前は就労していたが、現在は就労していない	30	26.5	6	8.1
これまでに就労したことがない	1	0.9	0	0.0
無回答	2	1.8	3	4.1
合計	113	100.0	74	100.0



## 2 父親の就労状況

回答があった父親の全員が「フルタイムで就労している」状況です。

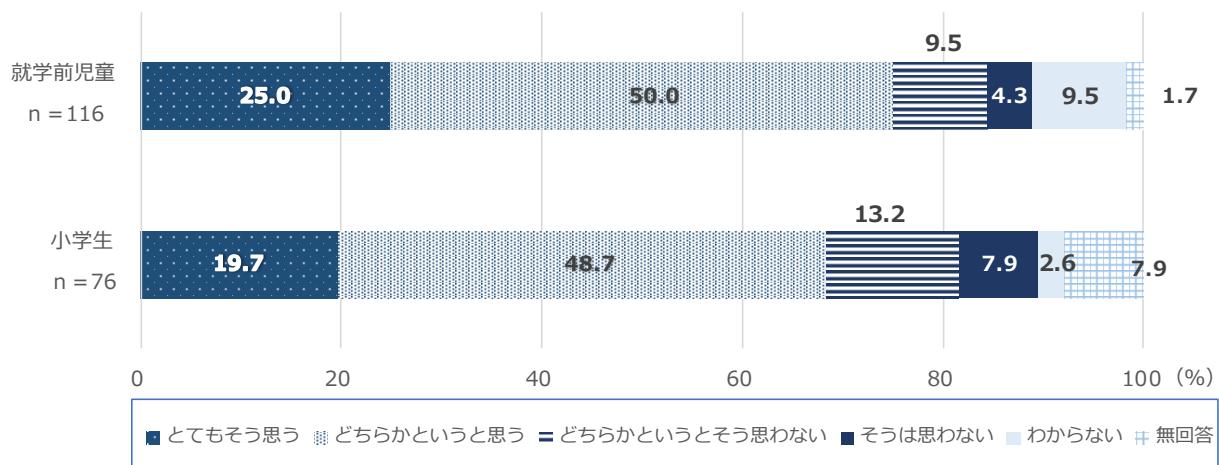
	就学前児童		小学生	
	世帯数	割合 (%)	世帯数	割合 (%)
就労している（フルタイム）	102	99.0	68	95.8
就労している（フルタイムだが休業中）	0	0.0	0	0.0
就労している（パート・アルバイト等）	0	0.0	0	0.0
就労している（パート・アルバイト等だが休業中）	0	0.0	0	0.0
以前は就労していたが、現在は就労していない	0	0.0	0	0.0
これまでに就労したことがない	0	0.0	0	0.0
無回答	1	1.0	3	4.2
合計	103	100.0	71	100.0



### 3 町の子育て環境について

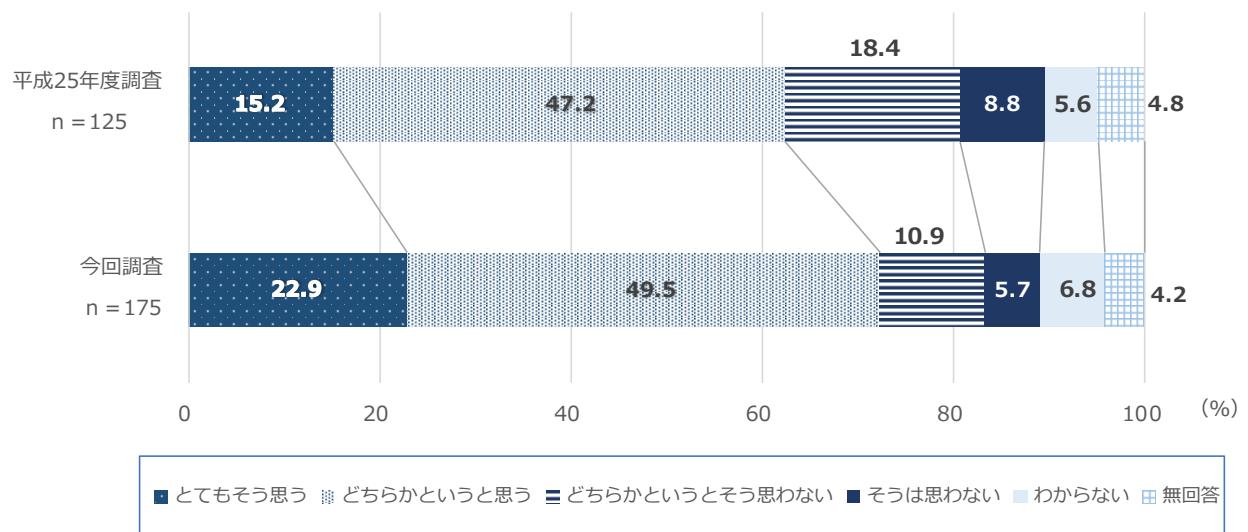
「長南町は子育てしやすい環境だと思うか」について聞いたところ、「とてもそう思う」・「どちらかというとそう思う」と回答した割合は、就学前児童保護者では 75.0%、小学生保護者では 68.4%となり、ともに約 7 割となって います。

	就学前児童		小学生	
	世帯数	割合 (%)	世帯数	割合 (%)
とてもそう思う	29	25.0	15	19.7
どちらかというとそう思う	58	50.0	37	48.7
どちらかというとそう思わない	11	9.5	10	13.2
そうは思わない	5	4.3	6	7.9
わからない	11	9.5	2	2.6
無回答	2	1.7	6	7.9
合計	116	100.0	76	100.0



また、平成 25 年度に実施した前回調査の結果と比較すると、「長南町は子育てしやすい環境だと思う」について、「とてもそう思う」(+7.7 ポイント)、「どちらかというとそう思う」(+2.3 ポイント) と肯定的な割合が高くなる一方で、「どちらかというとそう思わない」(-7.5 ポイント)、「そうは思わない」(-3.1 ポイント) と否定的な割合が低くなっています。

	今回 (就学前児童・小学生の合計)		前回(平成25年度)	
	世帯数	割合(%)	世帯数	割合(%)
とてもそう思う	44	22.9	19	15.2
どちらかというとそう思う	95	49.5	59	47.2
どちらかというとそう思わない	21	10.9	23	18.4
そうは思わない	11	5.7	11	8.8
わからない	13	6.8	7	5.6
無回答	8	4.2	6	4.8
合計	192	100.0	125	100.0

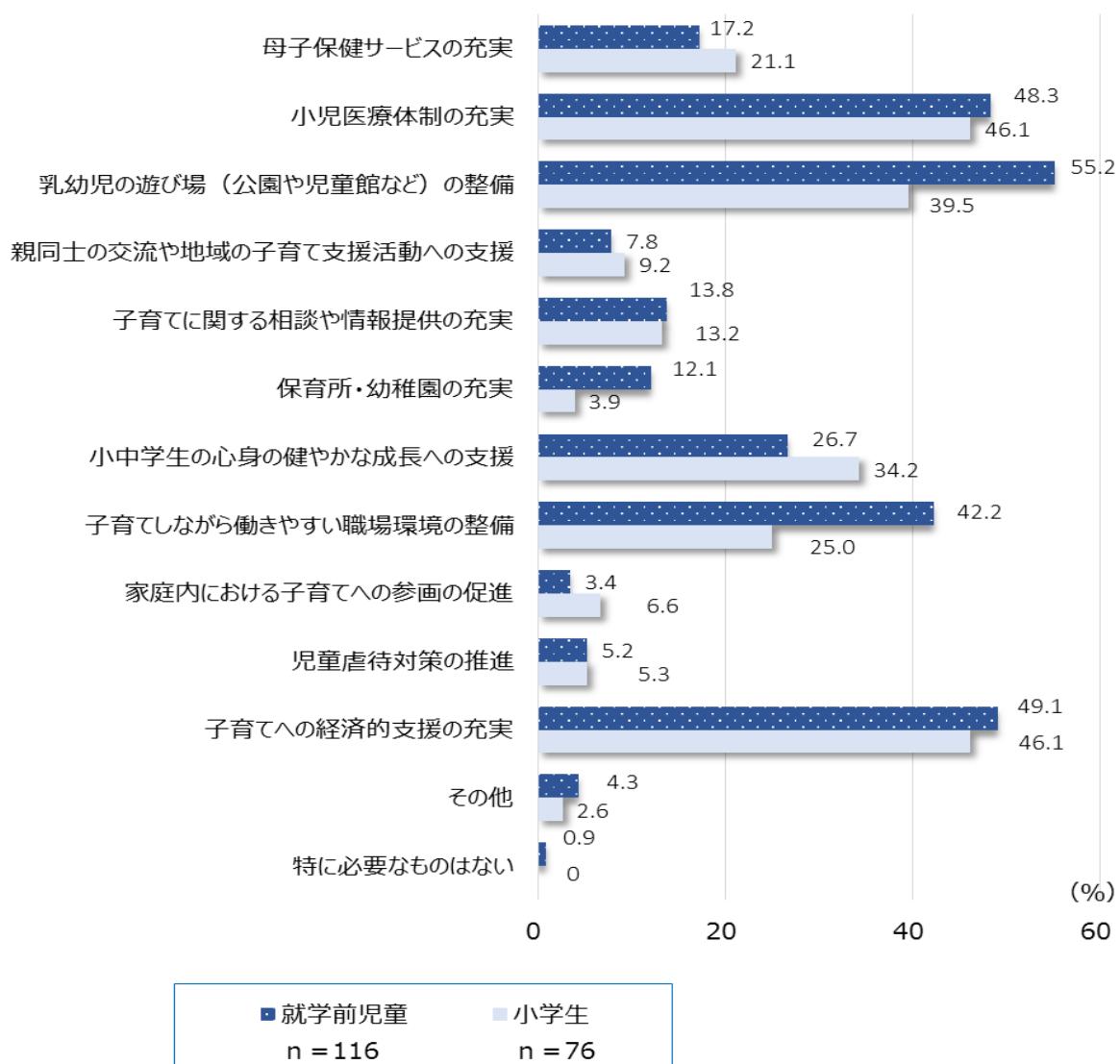


※前回(平成25年度)調査は、就学前児童・小学生あわせて1世帯に1票配布する形式で調査を実施  
(資料:長南町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査集計結果報告書)

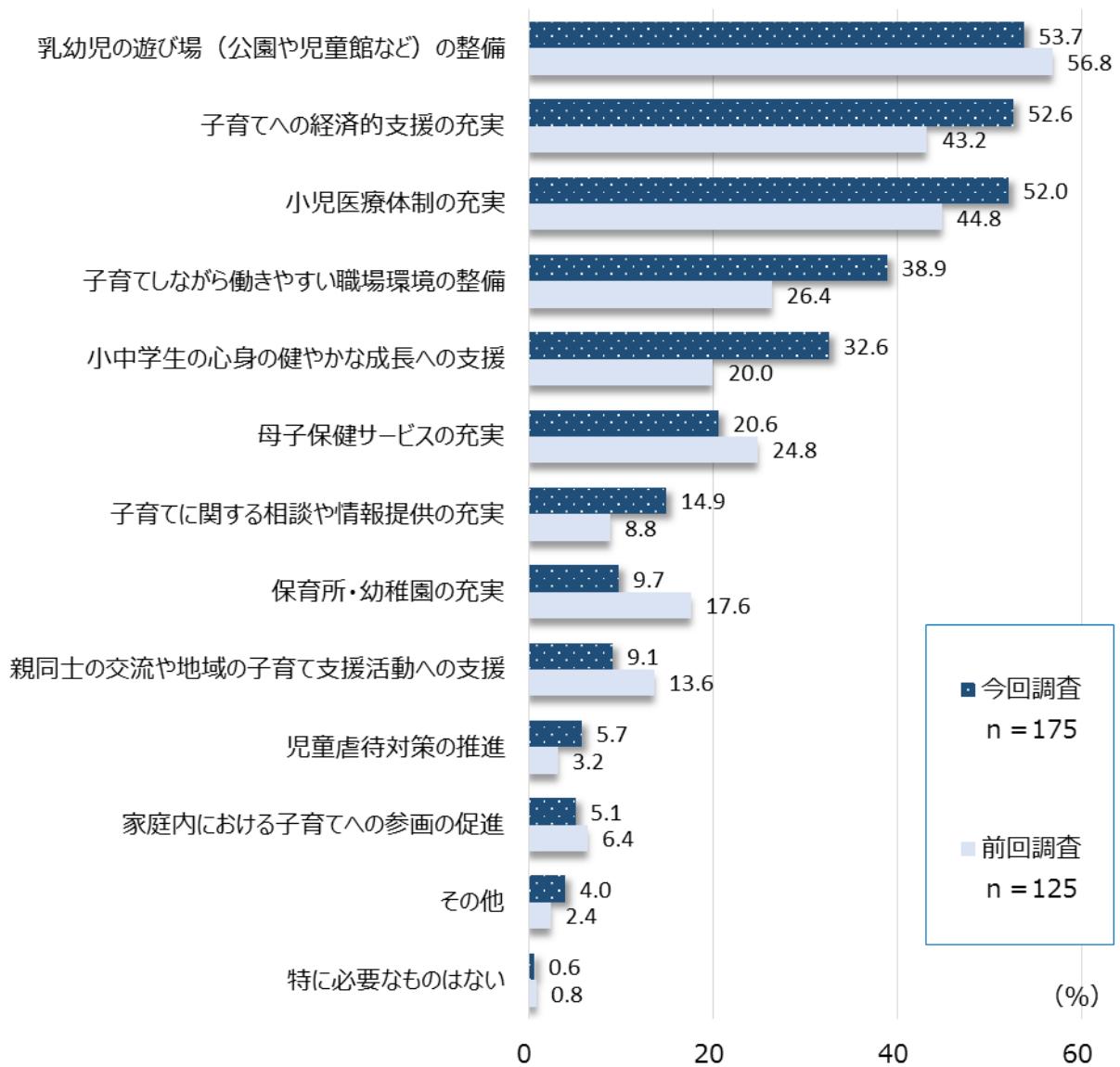
## 4 子育てのために今後重要だと思う事

重要だと思う事について、就学前児童保護者では「乳幼児の遊び場の整備」が 55.2% と最も高く、「子育てへの経済的支援の充実」が 49.1%、「小児医療体制の充実」が 48.3%、「子育てしながら働きやすい職場環境の整備」について 42.2%などの高い回答がありました。

小学生保護者では「小児医療体制の充実」と「子育てへの経済的支援の充実」が 46.1% と高く、次いで「乳幼児の遊び場（公園や児童館など）の整備」について 39.5% から回答がありました。



また、平成 25 年度に実施した前回調査の結果と比較すると、「小中学生の心身の健やかな成長への支援」(+12.6 ポイント)、「子育てしながら働きやすい職場環境の整備」(+12.5 ポイント)について、今回調査の方が高い割合となっており、関心が高まっていることが考えられます。



※前回（平成 25 年度）調査は、就学前児童・小学生あわせて 1 世帯に 1 票配布する形式で調査を実施  
(資料：長南町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査集計結果報告書)

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 第1節 計画の基本理念

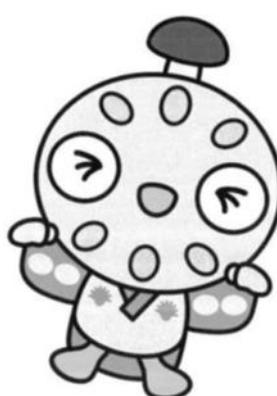
本計画では、「第1期長南町子ども・子育て支援事業計画」の考え方を踏襲し、基本理念を「ひとりじゃないよ みんなで育てる 未来に輝く 長南っ子」とします。

#### ■基本理念

**ひとりじゃないよ みんなで育てる 未来に輝く 長南っ子**

本町は、都市近郊にあって、人と自然が共生するとともに、長年にわたって築き上げてきたお互いを思いやり、支え合う町民性が今も息づいています。

このような中で、家庭での教育の重要性を再認識しつつ、幼稚園・保育所・学校、ボランティア、自治会、行政などに関わる全ての人が、子ども・子育て家庭を支え、本町の未来を担う子どもたちが生き生きと輝けるよう育むことを目指し、計画を推進していきます。



## 第2節 児童数の予測

計画期間の将来人口については、「コーホート変化率法」を用いて推計をしました。

推計によると、0～18歳の本町の児童人口は、令和2年には821人で、令和6年には765人と、5年間で56人の減少が見込まれます。

単位：人

	計画期間の児童人口の推計				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	29	28	26	24	22
1歳	39	34	33	31	29
2歳	32	39	34	33	31
3歳	36	32	39	34	33
4歳	47	38	34	40	36
5歳	42	49	40	36	43
6歳	46	46	53	43	39
7歳	23	48	48	55	44
8歳	46	25	52	52	59
9歳	39	46	25	52	52
10歳	44	38	45	25	52
11歳	42	46	39	46	25
12歳	43	42	46	39	46
13歳	53	40	40	44	37
14歳	41	53	40	40	44
15歳	54	41	53	40	40
16歳	51	54	41	53	40
17歳	58	51	54	41	53
18歳	56	57	50	53	40
0歳～2歳合計	100	101	93	88	82
3歳～5歳合計	125	119	113	110	112
6歳～8歳合計	115	119	153	150	142
9歳～11歳合計	125	130	109	123	129
0歳～11歳合計	465	469	468	471	465
0歳～18歳合計	821	807	792	781	765

※「コーホート変化率法」とは、各コーホート（同じ年又は同じ時期に産まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

### 第3節 教育・保育提供区域の設定

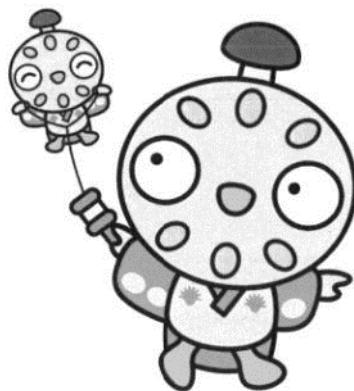
---

---

子ども・子育て支援事業計画では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、需要の指標となる量の見込みやその確保方策を「教育・保育提供区域」ごとに設定することが、「子ども・子育て支援法」に定められています。

本町には、保育所は1か所、私立の幼稚園が1園、町立小学校が1校あります。引き続き、町内で一体的なサービスを提供していくため、教育・保育提供区域は全町一地区と設定し、需給体制を確保していきます。

名称	住所
町立 長南保育所	〒297-0121 長南町長南 759
私立 長生学園幼稚園	〒297-0121 長南町長南 379
町立 長南小学校	〒297-0121 長南町長南 2060



## 第4節 第1期計画の評価

### 1 目標別の評価

基本目標	基本方針	評価
地域における子育ての支援	就学前児童の教育・保育の充実	<p>待機児童を発生させることなく、事業を実施することができました。</p> <p>女性の社会進出や社会情勢の変化に伴い、母親の就業率が高くなり、保育希望の児童が増えたことにより、保育所について満所状態になっています。</p> <p>今後について、保育士の確保が課題となっています。</p>
	子ども・子育て家庭の交流・相談等のための拠点及びネットワークづくり	<p>平成27年に地域子育て支援拠点施設として、新たに子育て交流館を開館しました。</p> <p>また、放課後児童クラブについては、長南中学校敷地内に新たな施設を整備し、施設環境の向上を図りました。</p>
	経済的支援の充実	<p>全ての事業で、計画どおり遂行することができました。</p> <p>子ども医療費の助成については、医療費の補助を中学3年生まで支援しました。</p>
	幼児教育・保育無償化	<p>3歳以上児の幼児教育・保育に係る利用料を無償化しました。併せて町独自の施策として3歳以上児の保育所の給食費を無償といたしました。</p>
母性と乳幼児等の健康の確保及び増進	子どもや母親の健康の確保	<p>妊娠期からの切れ目のない支援に努め、妊産婦指導からは継続的に面談等を行うなど、母子健全育成を図り、全ての事業で、計画どおり遂行することができました。</p> <p>予防接種の実施について、平成29年度から日本脳炎、二種混合予防接種を個別接種に切り替えて実施しました。平成30年度から、長南保育所において、フッ化物洗口事業を始め、幼少期の健康な歯の維持・増進に努めました。</p>
	食育の推進	<p>全ての事業で、計画どおり遂行することができました。</p> <p>特に、保育所給食及び学校給食では、長南町独自のメニューなどで配食し、郷土愛着の心と健全な食育に努めました。</p>
	小児医療体制の充実	<p>地域医療体制の整備について、茂原市長生郡医師会協力のもと地域医療体制の整備に努めました。</p> <p>また、休日・夜間医療・第二次救急医療体制の整備については、連携と周知に努めました。</p>

基本目標	基本方針	評価
子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備	子どもの生きる力の育成	平成29年度に中学校敷地内に町内4小学校を統合した小学校を開設し、小・中学校の連携を強化しました。 また、小学校統合により廃校となった校舎等を民間企業に貸し出し、地元発展の基礎作りをしました。 また、児童の学習意欲の向上、家庭学習の習慣化を図るため、令和元年度から土曜補習塾を開講しました。
	家庭や地域の教育力の向上	家庭教育学級の開催については、実施はありませんでしたが、子育て学習講座事業の推進については、子育て学習講座を家庭教育支援講座とし発展させ、更に家庭教育の向上を目指しました。
	子どもの権利づくりの推進	いじめや虐待など人権を守れない事件が発生する中、子どもに人権の重要性を幼少期から指導しました。 また、令和元年度に中学生を議員とした中学生議会を開催するなど、町行政の関心を高める取組を行いました。
子育てを支援する生活環境の整備	安全で安心な環境の整備	全ての事業で、計画どおり遂行することができました。 今後においては、本庁舎、公民館の建て替えも検討される中、子育て家庭にやさしい公共施設づくりを検討していきます。
	子どもの安全の確保	全ての事業で、計画どおり遂行することができました。 また、防犯講習を実施することにより、子どもたちの防犯意識の向上に寄与することができました。
	職業生活と家庭生活との両立の推進	就業についてのチラシなどを通じた企業と就職希望者をつなげる活動や、3歳未満児の保育所入所を支援するなど女性の負担軽減を支援しました。 また、男女差別をなくすための意識啓蒙に努め、女性の社会進出に貢献しました。
要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	児童虐待防止対策の充実	各種虐待防止についての研修会や個別の対策会議を開催するなどし、虐待防止に努めました。 また、虐待の早期発見・早期対応のため、検診時に個別に指導を行うなどして虐待防止に努めました。 今後においては、複雑化した案件が見込まれ、専門的知識を有した対応が更に必要とされています。
	ひとり親家庭の自立支援の推進	各制度を活用してひとり親家庭の支援に努めました。 今後も、ひとり親家庭の増加が予想され、更に支援が必要となります。
	障がい児施設の充実	長生都市の障害者親の会の活動等支援や、長生郡総合支援協議会を通じ、情報収集を行うとともに、関係機関と連携し、障がい児の育成を支援しました。 また、特別児童扶養手当や特別支援教育就学奨励費の支給を行い、保護者の経済的負担の軽減を図りました。

## 2 事業別評価

第1期計画の評価基準については、以下の表中の基準を示し、各担当において評価しました。

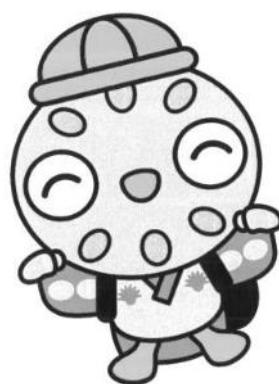
A	計画どおり遂行した/計画どおりの成果を得た。（ほぼ100%実施した）
B	計画どおり遂行した/一部成果の得られないものがあった。（75%程度実施した）
C	現在、施策・事業の達成に向けて動いている。（半分程度実施した）
D	計画どおり遂行できなかった/一部事業の着手ができなかった。（施策・事業に着手し、動き始めることはできた）
E	現在、ほとんど手をつけていない。（施策・事業に着手することができなかった）

第1期計画			
事業番号	事業名	担当課	評価
1	保育所運営の充実	保育所	A
2	延長保育事業	保育所	A
3	障がい児保育事業	保育所	A
4	乳児保育の促進	保育所	A
5	一時預かり事業	保育所	A
6	保育所送迎バス	保育所	A
7	子育て教室の開催	健康保険課	A
8	保育所における子育て支援事業	保育所	A
9	地域子育て支援拠点事業の実施検討	福祉課	A
10	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	福祉課	A
11	児童公園	各担当課	A
12	公民館活動の推進	生涯学習課	A
13	子どもの読書活動の推進	生涯学習課	A
14	美術館・郷土資料館活動の推進	生涯学習課	A
15	子育て支援サービスに関する情報提供	福祉課・健康保険課	A
16	外国人親子の支援	健康保険課	B
17	家庭児童相談事業	福祉課	B
18	多世代交流の機会の検討	保育所	A
19	出産祝金の支給	福祉課	A
20	乳幼児紙おむつ用ゴミ袋無料配布	福祉課	A
21	児童手当の支給	福祉課	A
22	子ども医療費の助成	健康保険課	A
23	保育料の減免	福祉課	A
24	私立幼稚園就園児に対する経済的支援	学校教育課	A
25	就学援助制度	学校教育課	A
26	遠距離通学に対する支援	学校教育課	A

第1期計画			
事業番号	事業名	担当課	評価
27	母子健康手帳等の交付	健康保険課	A
28	妊婦健康診査の実施	健康保険課	A
29	新生児・妊産婦訪問指導	健康保険課	A
30	乳幼児訪問指導の実施	健康保険課	A
31	乳幼児健康診査の実施	健康保険課	A
32	乳幼児健康相談の実施	健康保険課	A
33	乳幼児の育成指導事業の実施	健康保険課	A
34	歯科健康診査等の実施	健康保険課	A
35	予防接種の実施	健康保険課	A
36	離乳食指導	健康保険課	A
37	保育所給食の推進	保育所	A
38	学校給食の推進	学校教育課	A
39	食生活改善推進員の活動	健康保険課	A
40	地域医療体制の整備	健康保険課	A
41	休日・夜間医療・第二次救急医療体制の整備	健康保険課	A
42	学校教育の充実	学校教育課	A
43	キラリ輝く長南っ子事業	学校教育課	A
44	多様な体験活動の推進	学校教育課・生涯学習課	A
45	開かれた学校づくり	学校教育課	A
46	保育所、幼稚園と小学校の連携	保育所・学校教育課	A
47	国際理解教育の充実	学校教育課	A
48	子育て学習講座事業の推進	生涯学習課	A
49	家庭教育学級の開催	生涯学習課	B
50	子育てサークル活動への支援	福祉課	A
51	子どもの権利条約に関する啓発普及の促進	学校教育課	A
52	子どもの声を生かしたまちづくりの推進	学校教育課	A
53	交通環境の整備	建設環境課	A
54	子育て世帯にやさしい公共施設等の整備	各担当課	A
55	公園の安全確保	各担当課	A
56	防犯灯設置の促進	総務課	A
57	パトロール活動の推進	学校教育課	A
58	自主防犯活動の促進	総務課	A
59	学校の安全管理及び防犯講習の実施	学校教育課	A
60	「子ども110番」等防犯ボランティア活動の支援	学校教育課	A
61	避難訓練の実施（小・中学校）	学校教育課	A
62	男女共同参画の意識づくり	企画政策課・福祉課	A
63	就業条件・環境の整備	企画政策課・福祉課	A
64	ハローワーク等関係機関との連携	産業振興課	A
65	仕事と子育ての両立のための啓発・広報の推進	企画政策課	A
66	男女の出会いの場づくり	産業振興課	A
67	要保護児童対策地域協議会の設置	福祉課	A
68	虐待の発生予防	福祉課・健康保険課	A

第1期計画			
事業番号	事業名	担当課	評価
69	虐待の早期発見・早期対応	福祉課・健康保険課	A
70	虐待に関する相談体制の充実	福祉課	A
71	就業機会の拡充	産業振興課	A
72	ひとり親家庭等の自立、就業支援	福祉課	A
73	障がい福祉サービスの充実	福祉課	A
74	自閉症及び乳幼児の発達障がいへの対応	福祉課	A
75	特別児童扶養手当の支給	福祉課	A
76	特別支援教育の推進	学校教育課	A
77	障がい児の生活支援ネットワーク化の推進	福祉課	A

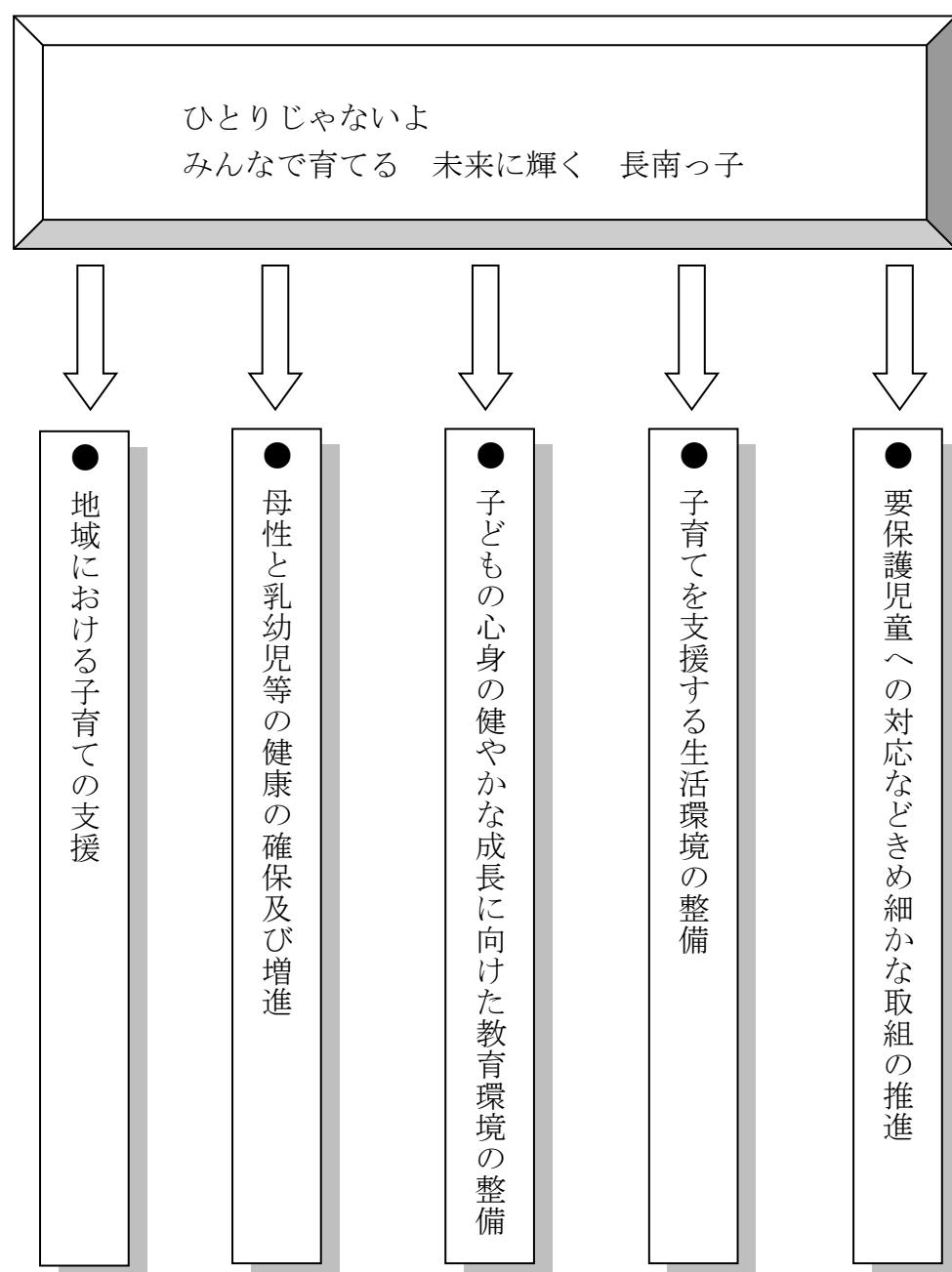
※第1期計画の事業別評価のため、第2期計画の事業名等と異なります。



## 第4章 分野別施策の展開

本計画では、先に掲げた基本理念の下、子育て支援に関する各事業の推進に努めています。

分野別的基本目標については、基本理念を実現するため、第1期計画に引き続き5つの目標を設定します。



## 第1節 地域における子育ての支援

---

---

### ＜現状と課題＞

◇ 本町では、保護者の就労等の多様なニーズに応じて、生後6か月からの乳児保育や障がい児保育をはじめ、未就園児を対象とする一時預かり事業、小学生を対象とした放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の保育サービスを実施しています。本町も少子化傾向にあるものの、母親の早期職場復帰等や、国の一億総活躍社会の推進による女性就労が増えており、利用者は増加傾向にあり、保育時間の延長や塾的機能を持った内容等、更に内容の充実が求められています。

また、現在本町には、認可保育所1か所と私立幼稚園1園がありますが、認定こども園は幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、本町のニーズを把握し、町の現状に鑑み、必要に応じて認定こども園化を検討するなど、教育・保育の充実を図ります。

◇ 平成27年に地域子育て支援拠点施設として、新たに子育て交流館を開館しました。また、親子の遊び場として、保健センターのホールや保健指導室を開放した「ぴよぴよひろば」を月1回、保育所の園庭開放を毎週火曜日に実施し、親子の交流や、相談等、子育て支援の充実を図ってきました。

今後の検討課題として、ニーズ調査結果における、子育てをしやすいまちづくりのために重要なことについて「乳幼児の遊び場の整備」が最も多い結果だったことを踏まえ、親子の居場所づくりの充実に向け、更に具体策を検討していく必要があります。

◇ 子育て家庭に対する経済的支援として、国の制度に基づいた児童手当等のほか、幼児教育・保育の利用料の無償化が始まり、町独自事業として、保育所の給食費の無償化、出産祝金、おむつ用ゴミ袋の支給や医療費の助成があります。

しかし、「国民生活基礎調査」によると、平成27年の子どもの貧困率※は13.9%となっており、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、平成26年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図る必要があります。

※子どもの貧困率：国民生活基礎調査における子どもの貧困率とは、17歳以下の子ども全体に占める、等価可処分所得の中央値の半分の額に満たない子どもの割合。等価可処分所得とは、世帯の収入から税金・社会保険料等を除いた収入を世帯人数の平方根で割って調整した所得。

＜基本方針＞

- ①就学前児童の教育・保育の充実
- ②子ども・子育て家庭の交流・相談等のための拠点及びネットワークづくり
- ③経済的支援の充実



## 1 就学前児童の教育・保育の充実

### 【事業番号 1】

事業名	保育所運営の充実	担当課等	保育所
方向性	町内 1 か所、定員 250 人を維持し、増加傾向にある低年齢児のニーズの充実に努めます。また、適宜、施設整備に努めます。		

### 【事業番号 2】

事業名	延長保育事業	担当課等	保育所
方向性	保育所の保育時間は原則最大 11 時間ですが、保育範囲内(7:00~18:30)において、延長保育を実施します。		

### 【事業番号 3】

事業名	障がい児保育事業	担当課等	保育所
方向性	必要に応じて職員 1 人を配置し、通常保育料のみで受け入れます。特別な援助を必要とする子どもの保育の充実に努めます。		

### 【事業番号 4】

事業名	乳児保育の促進	担当課等	保育所
方向性	保育所において、生後 6 か月から受入れを継続します。乳児保育の促進に努めます。		

### 【事業番号 5】

事業名	一時預かり事業	担当課等	保育所
方向性	未就園児を対象に、1 日当たり定員 4 人、施設 1 か所を維持し、継続します。		

### 【事業番号 6】

事業名	保育所送迎バス	担当課等	保育所
方向性	3 歳以上児を対象とした、送迎バス 2 台を運行します。		

## 2 子ども・子育て家庭の交流・相談等のための拠点及びネットワークづくり

### 【事業番号 7】

事業名	子育て教室の開催	担当課等	健康保険課
方向性	0歳児を対象に、母子の孤立化防止、愛着形成を育むことを目的とした「ベビーマッサージ教室」を開催します。未就学児を対象に、ふれあい遊びをとおし子どもの健やかな成長と良好な親子関係づくりを目的とした「のびっこ」、季節のおもちゃ作り等をとおし子どもの健やかな成長と養育者同士の交流を図ることを目的とした「ぴよぴよひろば」を月1回開催します。		

### 【事業番号 8】

事業名	保育所における子育て支援事業	担当課等	保育所
方向性	未就園児とその保護者を対象とした子育て支援として、園庭開放（週1回）、育児相談（随時）、在宅児と園児の交流（週1回）を実施します。		

### 【事業番号 9】

事業名	地域子育て支援拠点事業の実施	担当課等	福祉課
方向性	乳幼児を対象とした子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施します。長南町子育て交流館を開館し、地域子ども・子育て支援拠点として活用します。		

### 【事業番号 10】

事業名	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	担当課等	福祉課
方向性	小学生を対象に実施します。 支援員の質の向上を図るため、資格研修等への参加を促します。		

### 【事業番号 11】

事業名	児童公園	担当課等	各担当課
方向性	町内の児童公園について、定期的な点検を実施します。 整備と安全管理に努めます。		

【事業番号 12】

事業名	担当課等	生涯学習課
方向性	伝承遊び、読書、体験学習など様々な活動の推進を行います。 子ども祭りを開催し、各種体験講座や作品展示、芸能発表などの活動を行います。 文化活動の成果の発表や、地域社会に広く文化・芸術への理解を深めるため、文化祭を開催し、各サークルの作品展示や芸能発表を開催します。	

【事業番号 13】

事業名	担当課等	生涯学習課
方向性	中央公民館にある図書室の平成31年4月1日現在の蔵書数は6,113冊です。 今後、子ども向けの図書（児童文学）を多く購入することを予定しています。	

【事業番号 14】

事業名	担当課等	生涯学習課
方向性	郷土資料館、教育資料館を維持します。 長南フェスティバル等のイベントに合わせて、「勾玉づくり」、「貝輪づくり」、「土笛づくり」等、自由参加型の体験コーナーを実施します。 小学校の社会科見学では、児童が実際に展示資料に触れながら学習できるようなプログラムを実施します。	

【事業番号 15】

事業名	担当課等	福祉課 健康保険課
方向性	地域住民が子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、広報、ホームページをとおして、子育て支援に関する各種情報の提供に努めます。 母子保健事業に関しては、年間の行事予定表を作成し、出生届手続きの際や新生児訪問・乳幼児健診等で隨時配布します。	

【事業番号 16】

事業名	外国につながる幼児への支援・配慮	担当課等	各担当課
方向性	外国人親子に対し、共生社会の一員として保護者へ子育て支援などについての情報を提供していきます。		

【事業番号 17】

事業名	家庭児童相談事業	担当課等	福祉課
方向性	<p>子どもの生活習慣、しつけの問題、家庭における人間関係、学校生活、引きこもり、不登校など児童の養育に関連する様々な問題について相談を受け付けます。</p> <p>長生健康福祉センター家庭児童相談員等の職員や、教育委員会等関係機関と連携し、家庭訪問やケース会議によって対応するなど、家庭児童相談事業の充実に努めます。</p>		

【事業番号 18】

事業名	多世代交流の実施	担当課等	保育所
方向性	<p>保育所が、高齢者施設に訪問します。</p> <p>子ども、子育て家庭、高齢者が交流できる機会を設けます。</p>		

### 3 経済的支援の充実

#### 【事業番号 19】

事業名	出産祝金の支給	担当課等	福祉課
方向性	新生児の誕生を祝福し、子どもの増加と福祉の向上を図ることを目的に新生児1人につき100,000円を出産祝金として支給します。 第3子以降は1人につき300,000円を支給し、支給を拡充して支援を行います。		

#### 【事業番号 20】

事業名	乳幼児紙おむつ用ゴミ袋無料配布	担当課等	福祉課
方向性	子育て世帯の経済的負担を軽減するため、0歳から2歳の乳幼児のいる世帯にゴミ袋（年間50枚）を無料で配布します。		

#### 【事業番号 21】

事業名	児童手当の支給	担当課等	福祉課
方向性	国の制度に基づき児童手当を支給します。		

#### 【事業番号 22】

事業名	子ども医療費の助成	担当課等	健康保険課
方向性	中学校3年生までの通院及び入院医療費に対し、所得制限及び自己負担なく助成します。		

#### 【事業番号 23】

事業名	保育料の減免	担当課等	福祉課
方向性	2人以上同時入所、ひとり親世帯、災害、疾病、第3子以降、その他の経済的な理由等により町長が保育料の納入が困難と認めた者を対象に減免を行い、経済的支援に努めます。 令和元年10月から3歳以上児の保育料を無償化しました。あわせて、町独自の施策として3歳以上児の給食費を無償とし、子育て支援の充実を図ります。		

【事業番号 24】

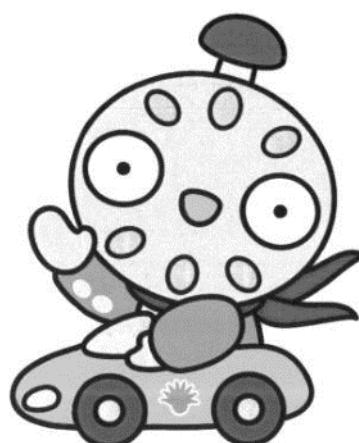
事業名	就学援助制度	担当課等	学校教育課
方向性	要保護・準要保護世帯で、経済的な理由により就学困難な児童生徒について、就学に必要な費用の援助を行います。		

【事業番号 25】

事業名	遠距離通学に対する支援	担当課等	学校教育課
方向性	中学校から 6km 以上の遠距離通学をする生徒に対して通学費を補助します。		

【事業番号 26】

事業名	施設等利用給付の円滑な実施の確保	担当課等	福祉課
方向性	給付対象となる施設を利用する保護者に対し、制度の周知を図り、経済的負担が軽減できるよう円滑な給付で子育て家庭を支援します。 令和2年度から、私立幼稚園等に通う園児の給食費相当額について助成をし、負担軽減を図ります。		



## 第2節 母性と乳幼児等の健康の確保及び増進

---

---

### ＜現状と課題＞

- ◇ 妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期をとおした母子の健康を確保するためには、各種健診、訪問指導等の充実が必要です。本町では、妊娠届出時に、面談を実施し心身の健康状態等を把握し、保健指導の内容に反映させています。また、母子健康手帳とともにパンフレットや小冊子を配布し、妊娠や出産、育児に関する知識の普及を行っています。乳幼児健診については、平成26年度から7～8か月児対象の健診を追加し、切れ目のない支援体制の整備をしています。令和2年度には子育て世代包括支援センターの開設を目指します。
- ◇ 予防接種の実施については、平成25年度よりロタウイルスワクチン、平成27年度よりおたふくかぜワクチンの助成開始、平成29年度から日本脳炎、二種混合予防接種を個別接種に切り替えて実施しました。  
さらに、歯科健康診査についても、平成30年度から長南保育所においてフッ化物洗口事業を始め、幼少期の健康な歯の維持・増進に努めました。
- ◇ 子どもたちの心身の健全な発達のためには、栄養バランスのとれた食事を規則正しく食べることが重要です。本町では、食育推進協議会の活動をとおし、乳幼児から小学生までの親子を対象にした活動や、児童クラブ、小学校の総合学習等の調理実習をとおして食育活動を行っています。家族そろっての食卓は家庭における食育の基本ですが、様々な機会を利用して、乳幼児期からの正しい食事の取り方、望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図ることが必要です。
- ◇ 子どもの健全な育成のためには、小児医療体制の確保が必要です。ニーズ調査結果でも、子育て支援に重要な施策として約5割弱から回答がありました。  
子どもの健やかな育ちを支えるために、地域医療体制の確保に努めています。

### ＜基本方針＞

- ①子どもや母親の健康の確保
- ②食育の推進
- ③小児医療体制の充実

## 1 子どもや母親の健康の確保

### 【事業番号 27】

事業名	母子健康手帳等の交付	担当課等	健康保険課
方向性	母子健康手帳の交付とともに、保健師が妊婦の健康管理や育児について個別健康教育及び相談を実施します。		

### 【事業番号 28】

事業名	妊婦健康診査の実施	担当課等	健康保険課
方向性	14回分の健診費を助成します。 健診結果データを健診委託先から受け取り、必要に応じて保健指導を実施します。		

### 【事業番号 29】

事業名	新生児・妊産婦訪問指導	担当課等	健康保険課
方向性	生後28日までの新生児・妊産婦について保健師又は助産師が訪問します。 産後うつの傾向や、子どもの体重増加等の相談がある場合は、継続訪問に努めます。		

### 【事業番号 30】

事業名	乳幼児訪問指導の実施	担当課等	健康保険課
方向性	各種健診、相談後に継続個別事後指導が必要な乳幼児に対し定期的に訪問、電話相談等を実施し、保健指導を行います。 乳幼児健診の未受診児に対し、保護者等へ健診の必要性について理解を促し、受診勧奨に努めます。 毎月1回保育所健康相談を実施し、経過観察及び保育士との情報共有を行います。 療育機関の訪問事業を利用し支援の充実に努めます。		

【事業番号 31】

事業名	乳幼児健康診査の実施	担当課等	健康保険課
方向性	<p>乳幼児の健康の保持増進及び病気の早期発見、治療のために、3～6か月児（医療機関に委託）、7～8か月児（医療機関に委託）、9～11か月児（医療機関に委託）、1歳6か月児、3歳児等を対象にした健康診査を行います。</p> <p>また、事後対策として、要継続指導児を把握し、適切なフォローを行うとともに、未受診児に対しては、電話・文書・訪問等にて勧奨します。</p> <p>更生保護女性会会員のボランティアが、健診の待ち時間に遊びの提供を実施します。</p>		

【事業番号 32】

事業名	乳幼児健康相談の実施	担当課等	健康保険課
方向性	<p>4・7・12か月の乳児に歯科衛生士・管理栄養士・保健師が歯科・栄養・育児相談を実施します。</p> <p>7か月児を対象に乳児相談の会場でブックスタートを実施し、ブックスタートボランティアが、読み聞かせの実施や絵本の紹介を行うとともに、絵本と育児の応援メッセージを手渡します。</p>		

【事業番号 33】

事業名	乳幼児の育成指導事業の実施	担当課等	健康保険課
方向性	<p>乳幼児健康診査や健康相談の結果、経過観察と診断された乳幼児とその保護者に対して、その乳幼児の健やかな発達への支援を目的とした育成指導を行います。</p> <p>毎月1回、個別育児相談日を設けて、保健師又は言語聴覚士が相談に対応します。</p>		

【事業番号 34】

事業名	歯科健康診査等の実施	担当課等	健康保険課
方向性	<p>1歳6か月児、2歳児、3歳児健診に、歯科医師による歯科健康診査、フッ化塗布及び歯科衛生士による個別指導を実施するとともに、妊婦歯科個別健診、フッ化物洗口事業をとおし、妊娠期から学童期まで一貫した歯科保健事業に努めます。</p> <p>フッ化物洗口事業については平成30年度に長南保育所年長児を対象に開始し、令和元年度より年々対象年齢を拡大しています。今後も対象年齢を拡大し、乳幼児期から学童期の虫歯予防に努めます。保育所の3～5歳児のクラスごとに集団指導で、「むし歯予防教室」を実施し、口腔の健康管理に努めます。</p>		

【事業番号 35】

事業名	予防接種の実施	担当課等	健康保険課
方向性	<p>予防接種は全て個別接種（契約医療機関）で実施します。</p> <p>安全かつ効果的な実施に努めます。</p>		

## 2 食育の推進

【事業番号 36】

事業名	離乳食指導	担当課等	健康保険課
方向性	乳児相談時、4か月児については全員、他の月齢については隨時、離乳食の進め方について個別に指導します。		

【事業番号 37】

事業名	保育所給食の推進	担当課等	保育所
方向性	給食献立及び給食時を楽しくすること等、今後も保育所給食の充実に努めます。 全園児の完全給食、離乳食アレルギー食、体調不良児への配慮食などに考慮し対応します。		

【事業番号 38】

事業名	学校給食の推進	担当課等	学校教育課
方向性	給食センター方式で実施しており、学校給食内容の充実に努めます。 給食所の委託について、検討を行います。		

【事業番号 39】

事業名	食育推進員の活動	担当課等	健康保険課
方向性	乳幼児から小学生まで、おやつ作りや調理実習をとおした食育活動を実施します。		

### ③ 小児医療体制の充実

【事業番号 40】

事業名	地域医療体制の整備	担当課等	健康保険課
方向性	多様化する医療ニーズに対応するため、医師会及び歯科医師会の協力を得ながら医療機関と連携し、地域医療体制の整備に努めます。		

【事業番号 41】

事業名	休日・夜間医療・第二次救急医療体制の整備	担当課等	健康保険課
方向性	子どもが急に具合が悪くなった際の相談窓口として、広報等を活用して千葉県が実施している#8000番事業の普及に努めています。 近隣の市町村にある関係各機関の連携と情報の周知に努めます。		



## 第3節 子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備

---

---

### ＜現状と課題＞

- ◇ 学習指導要領では、変化の激しいこれからの社会を生きるために、子どもの確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の知・徳・体をバランスよく育てるという「生きる力」を育むことを掲げています。本町の小学校では、小学校が統合されたことのメリットを最大限に生かして、これまでの細やかさに加え、大集団ならではのダイナミックな活動が可能になりました。また、「キラリ輝く長南っ子事業」の実施により、地域住民とのふれあいを大切にするとともに、地域の工芸品の作成をとおして、地域に愛着を持ち、地域社会に貢献する教育に努めています。
- ◇ 近年、子育ての原点である家庭において、児童虐待をはじめとする様々な問題が発生しています。こうした問題の背景として、少子化や核家族化、情報化等の経済社会の変化や、人間関係の希薄化、地域における地縁的なつながりの希薄化などにより、地域社会や家庭における「教育力」が低下していることが指摘されています。家庭、学校、地域との連携のもと、家庭や地域における教育力を総合的に高めていきます。子どもの人権や意見、自己決定権を尊重し、全ての子どもの幸せを目指します。
- ◇ 「子どもの権利条約」（平成元年、国連で採択）では、子どもの最善の利益を保障するため、子どもと家庭に対して保護と援助が与えられなければならないとしており、子どもの視点を大切に、子どもの利益が最大限尊重される社会をつくっていくことが必要です。子どもの人権を尊重するとともに、子どもたちの意見や要望を生かすことのできるまちづくりの推進に努めます。

◇ **＜基本方針＞**

- ①子どもの生きる力の育成
- ②家庭や地域の教育力の向上
- ③子どもの権利づくりの推進

## 1 子どもの生きる力の育成

### 【事業番号 42】

事業名	学校教育の充実	担当課等	学校教育課
方向性	学習指導要領に基づき、生きる力の育成を図るために、学校教育の充実に努めます。 長南町の特色を生かした取組や、同敷地のメリットを生かした一貫型の小学校・中学校間の連携に努めます。		

### 【事業番号 43】

事業名	キラリ輝く長南っ子事業	担当課等	学校教育課
方向性	学校主体の漢字能力検定及び英語検定事業、合同芸術鑑賞会、伝統芸能・文化の体験事業を行い、特色のある教育活動に取り組みます。		

### 【事業番号 44】

事業名	多様な体験活動の推進	担当課等	学校教育課 生涯学習課
方向性	わくわく体験クラブ講座の開催、福祉ネットワークづくりへの参加等、今後も体験活動内容の充実に努めます。 土曜補習塾を開催して学習支援を必要としている経済的困窮家庭の支援に努めます。		

### 【事業番号 45】

事業名	開かれた学校づくり	担当課等	学校教育課
方向性	保護者、地域人材、各種団体等の教育力を生かし学校支援ボランティアの活用の充実に努めます。		

### 【事業番号 46】

事業名	保育所、幼稚園と小学校の連携	担当課等	学校教育課 保育所
方向性	年長児童と小学校1年生との交流・体験入学を実施します。 年長児童が小学校の運動会の就学前レースに参加します。 中学校の2年生が保育所や幼稚園で職場体験事業を実施する等、様々な事業の連携に努めます。		

【事業番号 47】

事業名	国際理解教育の充実	担当課等	学校教育課
方向性	発達段階に応じた国際理解教育の充実に努めます。 小学生は、体験的な英語活動を通じて使える英語の習得に努めます。 中学生は、海外交流研修事業を通じ、外国人と触れ合う機会を設けています。 中学校に配置のALTを、小学校・保育所へも派遣しており、今後も国際理解教育の充実に努めます。		

## 2 家庭や地域の教育力の向上

【事業番号 48】

事業名	子育て学習講座事業の推進	担当課等	生涯学習課
方向性	子育てやしつけなど、家庭教育の在り方を見つめ直してもらうため、家庭教育に关心の少ない親などを含めたより多くの親を対象に「家庭教育支援講座」を開設し、考える機会を提供することで家庭教育の再生に努めます。		

【事業番号 49】

事業名	子育てサークル活動への支援	担当課等	福祉課
方向性	自主サークルの運営、内容に関する相談や育児相談等の支援をしており、今後も子育てサークル活動への支援の充実に努めます。 長南町子育て交流館を拠点として子育てしやすい町づくりを進めます。		

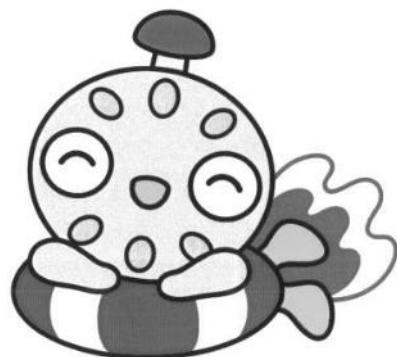
### 3 子どもの権利づくりの推進

【事業番号 50】

事業名	児童生徒の人権教育の促進	担当課等	学校教育課
方向性	小中学校において、人権教育の全体計画及び指導計画を作成し、児童生徒の人権意識の向上に努めます。		

【事業番号 51】

事業名	子どもの声を生かした町づくりの推進	担当課等	学校教育課
方向性	子どもたちの町に対する意識の向上及び子ども達の声を生かすため、中学生議会の開催や職場体験を行います。		



## 第4節 子育てを支援する生活環境の整備

---

---

### ＜現状と課題＞

- ◇ 子どもや子ども連れの保護者が、安全・安心に通行することができる道路交通環境の整備や、安全・安心に利用できる公園や公共施設等のバリアフリー化等を進めていく必要があります。
- ◇ 近年、東日本大震災や台風等の自然災害における被害や、子どもが悲惨な事故や犯罪に巻き込まれる事件が多発し、多くの子どもが犠牲となっています。子どもが安全に日々を過ごせるよう、防災意識の啓発、交通安全の啓発、犯罪被害からの防備連携等、子どもたちを取り巻くあらゆる危機被害に対する備えが求められています。
- ◇ 近年の核家族化に伴う地域のつながりの希薄化や、経済情勢の変化や女性の社会進出に伴う子育て世帯の共働き家庭の増加等に伴い、職業生活と家庭生活の両立についての悩みを始め、多くの子育て世帯が悩みを抱えていることが考えられます。共働き世帯はもちろんのこと、専業主婦（夫）家庭においても、主に子育てを担当している方の親の負担が過大し、育児不安等へつながっていくことが考えられます。子どもを安心して預けることのできる体制づくりだけではなく、家庭内で協力して子育てをしていくという意識の啓発を継続していくことが必要です。

◇ **＜基本方針＞**

- ①安全で安心な環境の整備
- ②子どもの安全の確保
- ③職業生活と家庭生活との両立の推進

## 1 安全で安心な環境の整備

### 【事業番号 52】

事業名	交通環境の整備	担当課等	建設環境課
方向性	登下校時の安全確保に努めます。		

### 【事業番号 53】

事業名	子育て世帯にやさしい公共施設等の整備	担当課等	各担当課
方向性	今後建設が検討されている新庁舎や公民館複合型施設に、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビーチェア、授乳室の設置などの子育て世代が安心して利用できる設備の設置を検討します。		

### 【事業番号 54】

事業名	公園の安全確保	担当課等	各担当課
方向性	犯罪の発生のおそれのある公園については、防止対策として樹木のせん定を実施し、見通しの良い環境づくりを進めます。 シルバー人材センター・美化作業員を活用して、清掃・草刈りを行い環境整備にも努めます。		

### 【事業番号 55】

事業名	防犯灯設置の促進	担当課等	総務課
方向性	犯罪を防止し安全に暮らせるまちづくりを推進するため、防犯灯の設置促進に努めます。		

## 2 子どもの安全の確保

### 【事業番号 56】

事業名	パトロール活動の推進	担当課等	学校教育課
方向性	交通安全協会、防犯指導員、教師、地域ボランティア等の連携により、登下校時にパトロール活動を実施します。		

### 【事業番号 57】

事業名	自主防犯活動の促進	担当課等	総務課
方向性	警察、学校、自治会、防犯ボランティア等との連携強化による情報の提供・共有、防犯組合活動の促進や、防災無線の活用等により、自主防犯活動の促進に努めます。		

### 【事業番号 58】

事業名	学校の安全管理及び防犯講習の実施	担当課等	学校教育課
方向性	児童生徒に安全な環境を提供できるよう学校の防犯マニュアルに基づき、学校の安全管理の推進に努めます。 児童に対しては犯罪等に遭わないようするために防犯講習の実施に努めます。		

### 【事業番号 59】

事業名	子どもの防犯活動の支援	担当課等	学校教育課
方向性	防災無線を活用した「見守り活動のお願い」の定時放送等を行います。		

### 【事業番号 60】

事業名	避難訓練の実施	担当課等	保育所 学校教育課
方向性	災害等の発生に備え、子どもたちの発達段階に応じて、地震や火災、不審者への避難訓練を実施します。		

### 3 職業生活と家庭生活との両立の推進

#### 【事業番号 61】

事業名	男女共同参画の意識づくり	担当課等	企画政策課 福祉課
方向性	固定的な性別役割分担意識、職場における慣行等を解消するため、研修会・講演会への参加促進や意識啓発パンフレットの配布を行います。		

#### 【事業番号 62】

事業名	就業条件・環境の整備	担当課等	企画政策課 福祉課
方向性	男性も家庭生活に参加することで男女がともに職業生活・家庭生活において両立ができるように、男女雇用機会均等法などの法制度の周知・啓発に努めます。		

#### 【事業番号 63】

事業名	ハローワーク等関係機関との連携	担当課等	産業振興課
方向性	ハローワーク茂原や千葉県が実施する雇用促進事業の支援、パンフレットの配布など、今後もハローワーク等関係機関との連携に努めます。 国、千葉県、農業団体及び商工団体等との連携パンフレットの配布、ポスター掲示等、今後も関係団体との連携に努めます。		

#### 【事業番号 64】

事業名	仕事と子育ての両立のための啓発・広報の推進	担当課等	企画政策課
方向性	講演会や講座への参加、意識啓発パンフレットの配布、男女雇用機会均等法などの法制度の周知・啓発に努めます。		

#### 【事業番号 65】

事業名	男女の出会いの場づくり	担当課等	産業振興課
方向性	長南町結婚相談員協議会事業の中で年4回結婚相談事業を実施しています。 また、年1回「出会いの場」を開催しています。今後も事業の充実に努めます。		

## 第5節 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

---

---

### ＜現状と課題＞

- ◇ 厚生労働省「福祉行政報告例」によると、児童相談所の児童虐待相談対応件数は年々増加しており、平成29年度は133,778件となっています。本町でも、ニーズ調査において「子どもへ虐待をしてしまったことがある」と回答した割合は、「一度だけある」、「何度がある」を合計すると1割強という結果でした。その際に、あれば良かったと思うものについては、「育児に疲れたときにリフレッシュできる場所や人などのしくみ」が最も多く、「家族（特に配偶者）が子育てにかかわること」、「身近に相談できる場所や人がいること」が続いています。児童虐待による悲しい事件を防ぐために、居場所づくりや、子育てネットワークの形成に努めるとともに、子どもの権利擁護に関して、体罰によらない子育て等を推進し、また、虐待が深刻化する前の早期発見・早期対応ができるよう、継続的な家庭状況の把握、相談体制の充実に努めていくため、令和2年度には子育て世代包括支援センターの開設を目指します。
- ◇ ひとり親家庭は、子育てと就業との両立が困難であることや、特に母子家庭においては、就業に必要な知識及び技能を習得する機会が十分に得られないケースがあり、心理的・経済的に大きな負担を抱えやすい状況にあるといえます。本町でも、ニーズ調査結果によると、保護者が「父親だけ」又は「母親だけ」と回答した割合は約1割を占め、ひとり親家庭の支援を充実させていく必要があります。
- ◇ 適切な療育・発達支援は、保護者の不安軽減や保育力向上の効果もあいまって、児童のその後の社会生活にとって大きなプラスになると考えられます。そのため、障がいや発達上の不安を早期に発見し、適切な療育・発達支援を受けられる体制づくりに努めます。また、保育所や小中学校では、障がいを持つ児童生徒のニーズに対応できるように受入れ体制を整備します。

### ＜基本方針＞

- ①児童虐待防止対策の充実
- ②ひとり親家庭の自立支援の推進
- ③障がい児施策の充実

## 1 児童虐待防止対策の充実

### 【事業番号 66】

事業名	要保護児童対策地域協議会の設置	担当課等	福祉課
方向性	教育、学校、警察、法務局等関係機関の代表で長南町虐待防止等対策ネットワークを設置し、虐待等の対応に努めます。		

### 【事業番号 67】

事業名	虐待の発生予防	担当課等	福祉課 健康保険課
方向性	新生児訪問や乳児相談などにおいて虐待に関する観察や、リーフレットを配布し、虐待の発生予防に努めます。		

### 【事業番号 68】

事業名	虐待の早期発見・早期対応	担当課等	福祉課 健康保険課
方向性	関係機関が協議・協力しながら、子どもたちの健康観察や情報収集を行います。また、乳幼児健診要支援者に継続訪問し、虐待の早期発見・早期対応に努めます。		

### 【事業番号 69】

事業名	虐待に関する相談体制の充実	担当課等	福祉課
方向性	随時関係機関と要保護児童対策協議会個別支援会議を開催し、関係機関との情報共有及びより迅速かつ個別性の高い支援に努めます。		

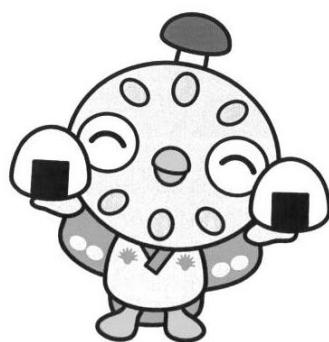
## 2 ひとり親家庭の自立支援の推進

【事業番号 70】

事業名	就業機会の拡充	担当課等	福祉課 産業振興課
方向性	国・県からのポスターの掲示や、パンフレットの配布等による周知啓発、情報の提供により、就業機会の充実に努めます。		

【事業番号 71】

事業名	ひとり親家庭等の自立、就業支援	担当課等	福祉課
方向性	<p>自立・就学・相談支援を推進します。</p> <p>母子家庭の母又は父子家庭の父の就労を支援するため、各種制度・支援についてパンフレット、リーフレットを配布して周知に努めます。</p> <p>ひとり親家庭等の自立、就業支援の充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・児童扶養手当の支給</li><li>・ひとり親家庭等医療費等助成制度</li><li>・母子（寡婦）・父子福祉資金の貸付け</li></ul>		



### ③ 障がい児施策の充実

【事業番号 72】

事業名	障がい福祉サービスの充実	担当課等	福祉課
方向性	各種支援において日常生活及び社会生活に必要な援助、指導を実施し、障がい福祉サービスの充実及び推進に努めます。		

【事業番号 73】

事業名	自閉症及び乳幼児の発達障がいへの対応	担当課等	福祉課
方向性	長生健康福祉センター（長生保健所）及び東上総児童相談所と連携を図り、自閉症等の相談については専門機関などを紹介、乳幼児の発達障がいの相談については関係機関と連携し対応します。 自閉症及び乳幼児の発達障がいへの対応の充実に努めます。		

【事業番号 74】

事業名	特別児童扶養手当の支給	担当課等	福祉課
方向性	特別支援学級へ入級する児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、就学に必要な費用の一部を援助します。本制度の周知に努め、国・千葉県の指針に基づき、特別児童扶養手当を支給します。		

【事業番号 75】

事業名	特別支援教育の推進	担当課等	学校教育課
方向性	特別支援教育に対する正しい理解と認識を深め、特別支援教育の推進を図ります。 特別支援学級へ入級する児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、特別支援教育就学奨励費の支給を行います。		

【事業番号 76】

事業名	障がい児の生活支援ネットワーク化の推進	担当課等	福祉課
方向性	障がい児とその家族の状況把握や情報の収集に当たり、今後も障がい児の生活支援ネットワーク化の推進に努めます。		

## 第5章 子ども・子育て支援サービスの量の見込みと

### 確保方策

#### 第1節 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策

##### 1 認定の区分

認定の区分		主な利用施設
1号認定	満3歳以上で教育を必要とする就学前児童	幼稚園、 認定こども園
2号認定	満3歳以上で保育の必要性の認定を受けた就学前児童	保育所、 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた子ども	保育所、小規模保育、 認定こども園

##### 2 量の見込みと確保方策

単位：人

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
1号認定	量の見込み	21	20	19	19	19
	確保方策 (確認を受けない幼稚園*)	21	20	19	19	19
2号認定	量の見込み	99	96	94	91	88
	確保方策	192	192	192	192	192
3号認定	量の見込み	51	48	46	44	41
	0歳	6	5	5	5	4
	1歳・2歳	45	43	41	39	37
	確保方策	58	58	58	58	58

\*長生学園幼稚園は新制度への移行をしていないため、特定教育・保育施設に該当しない幼稚園（確認を受けない幼稚園）となる。

### 3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保

小学校では、保育所の年長児童と小学校1年生との交流・体験入学を実施しています。また、小学校運動会では年長児童の就学前レースへの参加や、中学校2年生による保育所や幼稚園での職場体験の実施を行っています。

#### 長南町保幼小中一貫教育

1. 就学前教育と小中9年間の連続性を活かした教育
2. 特色あるカリキュラム「長南プラン」による学力と人づくりの教育
3. コミュニティー・スクールを組織し、オール長南の支援体制で育む教育



## 第2節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

---

---

### 1 利用者支援事業

#### 【事業内容】

子どもやその保護者、又は妊娠している人が、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供をし、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。

#### 【確保方策】

子育てに関する相談について、令和2年度に子育て世代包括支援センターを開設して、子育てに関する相談体制の充実を図ります。

### 2 地域子育て支援拠点事業

#### 【事業内容】

子育て世代が気軽に集まれる場所、また子育てサークルへの支援として、平成27年7月に長南町子育て交流館を開設しました。

#### 【量の見込みと確保方策】

単位：延べ利用人数（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100
確保方策	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100

### 3 妊婦健康診査

#### 【事業内容】

医療機関で検診を受けるための、無償の14回分の妊婦健康受診票を母子手帳とともに配布し、継続的な受診を受けてもらい医療機関と連携し妊娠期の母体の健康を図ります。

#### 【量の見込みと確保方策】

単位：延べ受診回数（回）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	392	378	364	350	336
確保方策	392	378	364	350	336

### 4 乳児家庭全戸訪問事業

#### 【事業内容】

生後28日以内の乳児のいる全世帯を対象に、助産師・保健師が訪問指導を実施します。

#### 【量の見込みと確保方策】

単位：訪問件数（件）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	28	27	26	25	24
確保方策	28	27	26	25	24

### 5 養育支援訪問事業

#### 【事業内容】

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための相談支援等を行います。

#### 【確保方策】

養育支援が必要な家庭に対する援助については、令和2年度に子育て世代包括支援センターを開設し、相談体制の充実を図ります。

## 6 子育て短期支援事業

### 【事業内容】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。短期入所生活援助（ショートステイ）事業と夜間養護等（トワイライトステイ）事業があります。

### 【確保方策】

今後の住民のニーズに応じて、対応を検討していきます。

## 7 ファミリー・サポート・センター事業

### 【事業内容】

子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人と、援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

### 【確保方策】

今後の住民のニーズに応じて、対応を検討していきます。

## 8 一時預かり事業

### 【事業内容】

乳幼児について、主に昼間に保育所その他の場所において、一時的に預かる事業です。

幼稚園型……………幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業です。  
幼稚園型を除く…幼稚園型を除く一時預かり事業です。

### 【量の見込みと確保方策】

#### ■幼稚園型

公立の幼稚園が本町にないため、省略します。

#### ■幼稚園型を除く

単位：延べ利用人数（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	269	264	259	254	250
確保方策	269	264	259	254	250

## 9 延長保育事業

### 【事業内容】

通常の利用時間等を超えた保育を行う事業です。

### 【量の見込みと確保方策】

単位：利用者数（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	31	30	28	27	27
確保方策	31	30	28	27	27

## 10 病児保育事業

### 【事業内容】

子どもが発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応を行う事業です。

### 【確保方策】

町内での実施体制の確保は困難ですが、医療機関との連携を図り、子どもが病気の際の預け先についての対応を検討していきます。

## 11 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

### 【事業内容】

共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。

長南町放課後児童クラブとして、長南町旧幼稚園施設から移転し、平成30年4月に長南中学校敷地内に専用施設を開設して実施しています。

### 【量の見込みと確保方策】

単位：利用者数（人）

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	低学年	56	59	63	67	71
	高学年	13	13	13	13	13
	合計	69	72	76	80	84
確保方策	低学年	30	30	30	30	30
	高学年	10	10	10	10	10
	合計	40	40	40	40	40

※量の見込みについては、通常預かりと長期休暇時預かり（一時預かり含む）実人数で掲載しているが、常時利用者は40名以内となっている。

## 12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

### 【事業内容】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

### 【確保方策】

今後の国の方針を踏まえ、必要に応じて対応を検討していきます。

## 13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

### 【事業内容】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

### 【確保方策】

今後の国の方針を踏まえ、必要に応じて対応を検討していきます。

## 第3節 新・放課後子ども総合プラン

---

---

新・放課後子ども総合プランとは、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省との連携のもと、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施を中心に、両事業の計画的な整備を推進するものです。

放課後子供教室とは、地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業です。

### 1 放課後子供教室の実施について

本町において、放課後子供教室の実施はありません。地域の実情に沿ったニーズを把握し、今後の住民のニーズに応じて実施を検討します。

実施する場合には、教育委員会と連携し、放課後は利用しない余裕教室等を有効に活用し、放課後児童クラブとの一体的な実施を目指します。

### 2 放課後児童クラブに関する方策

#### ① 教育委員会と福祉部局の具体的な連携について

情報連携を行いながら切れ目のない児童健全育成に努めます。

#### ② 特別な配慮を必要とする児童への対応について

情報連携を行いながら切れ目のない児童健全育成に努めます。

#### ③ 開所時間の延長について

保護者の要望に応じ、学校長期休業期間の開設時間を、朝8時30分から朝7時30分へ時間を繰り上げいたしました。

#### ④ 利用者や地域住民への育成支援内容の周知の促進について

町広報を活用して利用者の募集を募るとともに、学校等を通じて直接保護者へ周知を図ります。

## 第6章 計画の推進

### 第1節 計画の推進に当たっての役割分担と連携

計画の推進に当たっては、全ての住民が、子ども・子育てを社会全体の問題として認識し、関与していくことが重要です。子どもと子育て家庭、行政、事業者、企業をはじめ地域社会全体で子ども・子育てにかかわるという意識づくりに向けて、様々な機会を通じて住民へ本計画の周知を行っていきます。

また、多様化した子育て支援に関する住民ニーズにきめ細かく対応していくためには、行政側からの一方的なサービス提供のみでは困難です。本計画における多くの事業は、様々な人たちとのかかわりが重要な要素であることから、各種関係団体と連携し、施策を推進していきます。

### 第2節 計画の進行管理

#### 1 推進状況の点検・公表の方法

本計画は、福祉課を主管課に関係各課等の協力により、毎年度、進捗状況を把握するとともに、評価・点検を行い、以降の取組に生かしていきます。

#### 2 計画の推進状況の公表

本計画の推進状況は、住民に対して、広報や町のホームページ等を活用して発表し、周知を図ります。

## 資料編

### 1 長南町子ども・子育て会議条例

(平成 25 年長南町条例第 21 号)

#### (設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、長南町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

#### (所掌事務)

第 2 条 会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。  
2 会議は、前項に規定する事務に関し、必要に応じて町長に意見を述べることができる。

#### (組織)

第 3 条 会議は、委員 10 人以内で組織する。  
2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。  
(1) 子どもの保護者  
(2) 児童福祉又は学校教育の関係者  
(3) 学識経験者  
(4) 町議会議員  
(5) 事業主及び労働者を代表する者  
(6) その他町長が必要と認める者

#### (任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
2 委員は、再任ができる。

#### (会長及び副会長)

第 5 条 会議に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。  
2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、町長の定める機関において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営その他必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

以下 (略)

## 2 長南町子ども・子育て会議委員名簿

順不同・敬称略

No.	氏 名	役 職 名	備 考
1	大倉 正幸	会長	4号委員：町議会議員
2	小久保 千鶴子	副会長	2号委員：長生学園幼稚園 園長
3	糸井 由佳		1号委員：保育所親の会 会長
4	山田 愛子		1号委員：長生学園親の会 役員
5	麻生 勝		1号委員：長南町P T A連絡協議会 会長
6	齋藤 悅子		2号委員：長南小学校 校長
7	木島 美恵子		2号委員：長南保育所 所長
8	若菜 敬子		3号委員：N P O法人すこやかキッズ 理事長
9	中村 尚子		3号委員：主任児童委員
10	嶋野 政江		5号委員：長南町商工会 副会長

## 3 計画策定の経過

年 月 日	会議等												
平成 31 年 2 月	○ニーズ調査の実施 <table border="1"><thead><tr><th>対象</th><th>配付数</th><th>回収数</th><th>回収率</th></tr></thead><tbody><tr><td>未就学児童保護者</td><td>177 票</td><td>117 票</td><td>66. 1%</td></tr><tr><td>小学生保護者</td><td>103 票</td><td>74 票</td><td>71. 8%</td></tr></tbody></table>	対象	配付数	回収数	回収率	未就学児童保護者	177 票	117 票	66. 1%	小学生保護者	103 票	74 票	71. 8%
対象	配付数	回収数	回収率										
未就学児童保護者	177 票	117 票	66. 1%										
小学生保護者	103 票	74 票	71. 8%										
令和 2 年 2 月 26 日	令和元年度第 1 回 長南町子ども・子育て会議 (1) 長南町第 2 期子ども・子育て支援事業計画（素案）について												
令和 2 年 3 月 23 日	令和元年度第 2 回 長南町子ども・子育て会議 (1) 長南町第 2 期子ども・子育て支援事業計画（案）について												

## 長南町 第2期子ども・子育て支援事業計画

発行 千葉県 長南町  
編集 長南町 福祉課

〒297-0192

千葉県長生郡長南町長南2110番地

TEL 0475-46-2116 (直)

FAX 0475-46-1214 (代)

URL <http://www.town.chonan.chiba.jp/>

E-mail fukushi@town.chonan.lg.jp